

第5章 合併関連資料

1 合併協議における各種会議等のあゆみ

(1) 合併協議会、各種小委員会等

- 平成10年4月 ・「三原郡合併問題検討委員会」を発足（21日）
各町議会から5名選出し、20名で構成し、下記3項目について調査研究を行った。
①三原郡だけによる合併（3町か4町）
②洲本市と三原郡を含めた合併
③淡路1市10町を1市に合併
- 平成12年6月 ・「三原郡合併準備室」を設立（27日）
住民向けに広報誌の発行や資料収集を行い、翌年4月に三原郡任意合併協議会の発足を目指す。
- 平成13年2月 ・三原郡任意合併協議会の設立を決定（27日）
- 平成13年4月 ・三原郡任意合併協議会発足（1日）
・第1回任意合併協議会を開催（2日）
- 平成13年5月 ・第2回任意合併協議会を開催（28日）
- 平成13年6月 ・第3回任意合併協議会を開催（12日）
- 平成13年8月 ・第4回任意合併協議会を開催（17日）
・三原郡4町職員・事務組合職員を対象に合併研修会を開催（南淡町元気の森ホール、27日）
・三原郡町議会議員を対象に研修会を開催（三原町中央公民館、31日）
- 平成13年9月 ・各種団体合併研修会を開催（20団体、9月10日～翌年2月15日）
- 平成13年10月 ・第5回任意合併協議会を開催（2日）
・合併を考えるシンポジウムを開催（27日）
・各町主催で合併に関する住民説明会を開催（緑町2会場、西淡町7会場、三原町5会場、南淡町7会場、10月29日～11月11日）
- 平成13年11月 ・第6回任意合併協議会を開催（22日）
- 平成13年12月 ・第7回任意合併協議会を開催（1日）
・緑町で再度合併に関する住民説明会を集落単位で開催（13会場、12月15日～翌年2月5日）
- 平成14年1月 ・第8回任意合併協議会を開催（21日）
- 平成14年2月 ・第9回任意合併協議会を開催（18日）
- 平成14年3月 ・南淡町議会3月定例会が開催され、法定協議会設置議案が賛成多数で原案のとおり可決（5日）
・緑町、西淡町及び三原町議会3月定例会が開催され、それぞれ法定協議会設置議案が原案のとおり可決（8日）
・第10回任意合併協議会を開催（28日）
- 平成14年4月 ・緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会発足式開式（1日）
・兵庫県知事宛での合併協議会設置届を淡路県民局長に提出（1日）
・第1回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（24日）
- 平成14年5月 ・第1回基本構想小委員会を開催（1日）
・兵庫県による三原郡4町の今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」指定（7日）

- 平成14年 6月
 - ・第2回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（22日）
 - ・第1回新市名小委員会を開催（5日）
 - ・第2回基本構想小委員会を開催（12日）
- 平成14年 7月
 - ・第3回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（19日）
- 平成14年 8月
 - ・第4回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（24日）
- 平成14年 9月
 - ・第3回基本構想小委員会を開催（2日）
 - ・緑町において合併にかかる住民投票実施のため、緑町長から合併協議会会長あてに合併協議の休止申し入れ（13日）
 - ・第5回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（25日）
「三原郡の合併協議ができる環境が4町で確認されるまで当分の間延期する。」ことを確認
- 平成14年10月
 - ・合併協議の動向と推進方針について住民説明会を開催（10月9日～11月17日）
- 平成14年12月
 - ・緑町の合併にかかる住民投票の結果（三原郡4町合併を推進）を踏まえ、緑町長が各町役場や三原郡合併協議会事務局を訪れ、郡4町合併を目指す方針を伝え、協議再開の申し入れ（11日）
 - ・第6回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（18日）
合併協議会の再開について報告
- 平成15年 1月
 - ・第2回新市名小委員会を開催（7日）
 - ・第7回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（22日）
- 平成15年 2月
 - ・第4回基本構想小委員会を開催（29日）
 - ・新市名の募集開始（2月1日～3月5日）
- 平成15年 3月
 - ・第8回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（12日）
 - ・第9回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（5日）
 - ・第5回基本構想小委員会を開催（13日）
 - ・第10回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（26日）
- 平成15年 4月
 - ・第3回新市名小委員会を開催（2日）
 - ・三原郡4町において「郡合併協議の現状報告」として郡内10箇所にて住民報告会を開催（4月12日～5月19日）
 - ・第11回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（17日）
- 平成15年 5月
 - ・第12回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（7日）
- 平成15年 6月
 - ・第13回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（5日）
 - ・第14回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（25日）
新市の事務所の位置、事務機構及び組織、新市の名称等を協議
新市名として「南あわじ市」に決定
- 平成15年 7月
 - ・三原郡4町において「行政報告会」として郡内4箇所にて住民報告会を開催（9日～22日）
 - ・第15回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（30日）
- 平成15年 8月
 - ・第16回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（20日）
- 平成15年 9月
 - ・第17回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（3日）
合併の期日等について協議確認
 - ・第18回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（24日）
議会の議員の定数及び任期の取り扱い等について協議確認
- 平成15年10月
 - ・第19回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（17日）
 - ・三原郡4町において「三原郡合併住民説明会」として合併協定書及び新市建設計

画について、郡内36箇所にて住民説明会を開催（10月18日～11月14日）

緑町	16箇所	337人
西淡町	7箇所	422人
三原町	5箇所	621人
南淡町	8箇所	1,310人
合計	36箇所	2,690人

- 平成15年11月
- ・第20回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（19日）
住民説明会の結果報告と合併協定書について協議確認
- 平成15年12月
- ・緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協定調印式を開催（6日）
 - ・4町議会において、廃置分合関連4議案を可決（9日）
緑町：賛成多数
西淡町：賛成多数
三原町：賛成多数
南淡町：賛成多数
 - ・廃置分合に係る申請書を兵庫県知事に提出（18日）
- 平成16年2月
- ・第21回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（18日）
- 平成16年3月
- ・第1回市章小委員会を開催（3日）
 - ・第1回市章選定専門委員会を開催（24日）
 - ・兵庫県議会で廃置分合議案を可決（25日）
 - ・兵庫県知事より処分決定書を交付（25日）
- 平成16年4月
- ・総務省が、「南あわじ市」廃置分合に係る官報を告示（16日）
 - ・第2回市章選定専門委員会を開催（26日）
 - ・第22回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（28日）
- 平成16年5月
- ・第3回市章選定専門委員会を開催（11日）
 - ・第4回市章選定専門委員会を開催（15日）
 - ・第5回市章選定専門委員会を開催（17日）
- 平成16年6月
- ・第2回市章小委員会を開催（9日）
- 平成16年7月
- ・第23回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（14日）
「南あわじ市」市章が決定
- 平成16年8月
- ・第1回特別職の報酬等検討委員会を開催（2日）
 - ・第2回特別職の報酬等検討委員会を開催（11日）
 - ・第3回特別職の報酬等検討委員会を開催（26日）
新市の特別職の報酬等に関する答申について協議確認
- 平成16年10月
- ・第24回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（15日）
特別職の報酬、農業委員会選挙区の設置等について報告
- 平成16年12月
- ・南淡町において閉町式を開催（12日）
 - ・緑町、西淡町及び三原町において閉町式を開催（18日）
 - ・第25回緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会を開催（27日）
- 平成17年1月
- ・三原郡広域事務組合、三原郡町村会及び緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会の解散式を開催（7日）
 - ・三原郡4町において閉庁式を開催（7日）
 - ・南あわじ市誕生（11日）
中央庁舎、緑庁舎、西淡庁舎、三原庁舎及び南淡庁舎においてそれぞれ開庁式が開催され、新市として業務がスタート

(2) 政策調整会議、幹事会、組織委員会、専門部会等

平成13年

5月22日 第1回 幹事会
6月5日 第2回 幹事会
7月25日 第3回 幹事会
9月26日 第4回 幹事会
11月16日 第5回 幹事会

平成14年

1月15日 第6回 幹事会
2月12日 第7回 幹事会
3月12日 第8回 幹事会
3月18日 第9回 幹事会
4月5日 第1回 電算分科会
4月12日 第2回 電算分科会
4月17日 第1回 幹事会
4月19日 第1回 財政分科会 第1回 介護保険分科会
4月23日 第1回 税務分科会
4月26日 第1回 老健・福祉医療分科会
4月30日 第1回 障害者福祉分科会 第1回 農業委員会分科会
5月1日 第1回 国保分科会
5月2日 第1回 管財分科会 第1回 教育部会 第1回 学校教育分科会
第1回 社会教育分科会 第1回 保健医療分科会 第1回 地域福祉・援護分科会
第1回 建設部会 第1回 建設分科会 第1回 公営住宅分科会
5月7日 第1回 議会部会 第1回 議会分科会 第1回 消防・交通分科会
第1回 保育所分科会 第1回 商工観光分科会 第1回 上下水道部会
第1回 上水道分科会 第1回 下水道分科会
5月8日 第1回 住民部会 第1回 福祉部会 第3回 電算分科会
第1回 住民分科会 第1回 年金分科会
5月9日 第1回 総務部会 第1回 企画部会 第1回 企画分科会
第1回 広報公聴分科会 第1回 環境分科会
5月10日 第1回 産業経済部会
5月13日 第1回 出納分科会
5月14日 第2回 広報公聴分科会
5月15日 第2回 幹事会
5月16日 第1回 人事・行政分科会 第2回 学校教育分科会 第2回 建設分科会
5月17日 第1回 農林分科会 第1回 水産分科会 第1回 土地改良分科会
5月20日 第4回 電算分科会
5月21日 第5回 電算分科会
5月22日 第2回 年金分科会 第2回 福祉部会
5月23日 第6回 電算分科会
5月24日 第1回 公民館分科会 第2回 下水道分科会
5月28日 第2回 企画分科会 第2回 保育所分科会
5月29日 第2回 社会教育分科会 第2回 上水道分科会
5月30日 第2回 総務部会 第2回 教育部会 第2回 管財分科会

	第7回	電算分科会	第2回	公営住宅分科会	
5月31日	第2回	企画部会	第3回	福祉部会	第2回 産業経済部会
	第2回	商工観光分科会			
6月3日	第8回	電算分科会			
6月4日	第2回	議会部会	第2回	住民部会	第2回 議会分科会
	第2回	人事・行政分科会	第2回	消防・交通分科会	
6月5日	第2回	水産分科会			
6月6日	第2回	建設部会	第2回	上下水道部会	第2回 環境分科会
6月7日	第9回	電算分科会	第2回	公民館分科会	第2回 障害者福祉分科会
	第2回	農業委員会分科会			
6月10日	第10回	電算分科会	第3回	環境分科会	第3回 保育所分科会
	第3回	下水道分科会			
6月11日	第2回	税務分科会	第1回	図書館分科会	第2回 地域福祉・援護分科会
6月12日	第3回	幹事会			
6月13日	第2回	出納分科会	第3回	社会教育分科会	
6月14日	第11回	電算分科会	第3回	企画分科会	
6月19日	第3回	議会部会	第3回	議会分科会	
6月20日	第3回	人事・行政分科会	第3回	管財分科会	第3回 学校教育分科会
6月21日	第2回	農林分科会	第2回	土地改良分科会	
6月24日	第2回	保健医療分科会			
6月25日	第3回	土地改良分科会			
6月26日	第4回	企画分科会	第4回	保育所分科会	
6月27日	第3回	商工観光分科会			
6月28日	第4回	人事・行政分科会	第12回	電算分科会	第3回 農業委員会分科会
7月3日	第4回	管財分科会	第3回	消防・交通分科会	第3回 上水道分科会
7月4日	第3回	総務部会	第3回	教育部会	第3回 建設部会
	第3回	建設分科会			
7月5日	第3回	産業経済部会			
7月8日	第3回	企画部会	第13回	電算分科会	
7月9日	第3回	住民部会	第3回	上下水道部会	
7月11日	第2回	財政分科会	第3回	税務分科会	第4回 学校教育分科会
7月12日	第4回	土地改良分科会			
7月15日	第5回	人事・行政分科会			
7月17日	第4回	幹事会			
7月18日	第5回	企画分科会			
7月19日	第4回	福祉部会			
7月22日	第4回	下水道分科会			
7月23日	第3回	地域福祉・援護分科会	第4回	上水道分科会	
7月26日	第4回	企画部会	第4回	教育部会	第5回 福祉部会
7月29日	第6回	人事・行政分科会			
7月30日	第4回	住民部会	第4回	上下水道部会	第5回 管財分科会
8月2日	第4回	産業経済部会	第4回	農業委員会分科会	
8月5日	第14回	電算分科会			
8月6日	第7回	人事・行政分科会	第4回	消防・交通分科会	第5回 下水道分科会
8月7日	第6回	企画分科会	第2回	国保分科会	

8月8日	第3回	広報公聴分科会	第5回	上水道分科会		
8月12日	第4回	環境分科会				
8月19日	第6回	福祉部会				
8月22日	第6回	上水道分科会				
8月28日	第4回	総務部会				
8月30日	第15回	電算分科会				
9月3日	第5回	企画部会				
9月18日	第5回	幹事会				
10月18日	第7回	企画分科会				
10月29日	第3回	財政分科会				
11月27日	第6回	幹事会				
12月12日	第7回	幹事会				
12月18日	第5回	消防・交通分科会				
12月20日	第3回	水産分科会				
12月24日	第8回	人事・行政分科会	第6回	管財分科会		
12月25日	第16回	電算分科会	第5回	環境分科会	第6回	下水道分科会
12月26日	第4回	税務分科会	第8回	企画分科会	第4回	社会教育分科会
	第3回	公民館分科会				

平成15年

1月7日	第5回	住民部会				
1月8日	第2回	介護保険分科会				
1月9日	第5回	総務部会				
1月10日	第6回	企画部会	第7回	福祉部会	第5回	上下水道部会
	第7回	上水道分科会				
1月14日	第4回	議会部会	第4回	議会分科会	第5回	保育所分科会
1月15日	第8回	幹事会				
1月16日	第5回	税務分科会	第3回	出納分科会		
1月17日	第9回	人事・行政分科会	第2回	老健・福祉医療分科会		
1月20日	第6回	環境分科会	第3回	公営住宅分科会		
1月21日	第6回	住民部会	第6回	消防・交通分科会	第3回	保健医療分科会
	第4回	商工観光分科会				
1月23日	第7回	住民部会	第5回	学校教育分科会	第4回	建設分科会
1月24日	第1回	人権分科会	第5回	土地改良分科会		
1月27日	第9回	企画分科会	第7回	下水道分科会		
1月28日	第8回	福祉部会	第6回	上下水道部会	第17回	電算分科会
	第8回	上水道分科会				
1月29日	第4回	地域福祉・援護分科会				
1月30日	第6回	総務部会	第5回	教育部会	第4回	建設部会
	第5回	社会教育分科会				
1月31日	第7回	企画部会	第9回	福祉部会	第5回	産業経済部会
	第4回	広報公聴分科会				
2月3日	第8回	住民部会	第7回	消防・交通分科会		
2月4日	第7回	管財分科会	第2回	人権分科会		
2月5日	第9回	幹事会				

2月6日	第10回	人事・行政分科会	第6回	学校教育分科会	第2回	住民分科会
2月7日	第18回	電算分科会				
2月10日	第5回	議会部会	第9回	住民部会	第5回	議会分科会
	第19回	電算分科会	第8回	消防・交通分科会		
2月12日	第1回	政策調整会議				
2月13日	第5回	建設部会	第9回	消防・交通分科会	第5回	地域福祉・援護分科会
	第4回	公営住宅分科会	第9回	上水道分科会		
2月14日	第11回	人事・行政分科会	第5回	商工観光分科会	第8回	下水道分科会
2月17日	第10回	企画分科会				
2月18日	第7回	上下水道部会	第6回	社会教育分科会	第4回	公民館分科会
2月19日	第20回	電算分科会	第3回	介護保険分科会	第4回	保健医療分科会
2月20日	第7回	総務部会	第6回	教育部会	第6回	建設部会
2月21日	第8回	企画部会	第10回	福祉部会		
2月25日	第3回	農林分科会	第9回	下水道分科会		
2月26日	第10回	幹事会				
2月27日	第7回	建設部会	第7回	学校教育分科会	第4回	水産分科会
3月3日	第10回	消防・交通分科会	第8回	上下水道部会		
3月4日	第8回	管財分科会	第7回	社会教育分科会		
3月5日	第2回	政策調整会議	第6回	議会部会	第6回	議会分科会
	第10回	下水道分科会				
3月6日	第12回	人事・行政分科会	第7回	教育部会	第3回	年金分科会
	第5回	農業委員会分科会				
3月7日	第11回	福祉部会	第21回	電算分科会		
3月10日	第22回	電算分科会	第11回	下水道分科会		
3月11日	第10回	上水道分科会				
3月12日	第2回	図書館分科会				
3月13日	第8回	学校教育分科会	第6回	地域福祉・援護分科会		
3月14日	第11回	企画分科会	第6回	商工観光分科会		
3月17日	第23回	電算分科会				
3月18日	第3回	住民分科会	第3回	国保分科会		
3月19日	第11回	幹事会	第13回	人事・行政分科会		
3月20日	第9回	学校教育分科会	第4回	介護保険分科会		
3月24日	第24回	電算分科会				
3月25日	第4回	国保分科会	第3回	老健・福祉医療分科会	第5回	水産分科会
	第12回	下水道分科会				
3月26日	第3回	政策調整会議	第7回	議会部会	第7回	議会分科会
3月27日	第10回	住民部会	第5回	建設分科会		
3月28日	第4回	財政分科会	第6回	保育所分科会		
3月31日	第6回	農業委員会分科会				
4月2日	第9回	上下水道部会	第13回	下水道分科会		
4月3日	第8回	建設部会				
4月4日	第8回	総務部会	第9回	企画部会	第12回	福祉部会
	第6回	産業経済部会	第14回	人事・行政分科会	第25回	電算分科会
4月9日	第12回	幹事会				
4月10日	第6回	建設分科会	第11回	上水道分科会		

4月11日	第6回	税務分科会		
4月14日	第7回	商工観光分科会		
4月15日	第9回	管財分科会	第8回	社会教育分科会
4月16日	第12回	企画分科会	第10回	学校教育分科会
4月17日	第4回	政策調整会議		
4月18日	第5回	財政分科会	第26回	電算分科会
4月21日	第15回	人事・行政分科会	第11回	消防・交通分科会
4月22日	第3回	図書館分科会		
4月23日	第8回	教育部会	第10回	上下水道部会
4月24日	第9回	総務部会	第4回	住民分科会
4月25日	第13回	福祉部会	第12回	上水道分科会
4月28日	第11回	住民部会	第5回	保健医療分科会
4月30日	第13回	幹事会		
5月1日	第7回	税務分科会	第7回	地域福祉・援護分科会
	第7回	農業委員会分科会		
5月2日	第5回	政策調整会議		
5月6日	第16回	人事・行政分科会		
5月7日	第6回	政策調整会議		
5月8日	第12回	住民部会	第9回	建設部会
	第10回	管財分科会	第11回	学校教育分科会
5月9日	第6回	土地改良分科会	第14回	下水道分科会
5月14日	第17回	人事・行政分科会	第6回	財政分科会
5月15日	第10回	総務部会	第9回	教育部会
	第11回	上下水道部会	第28回	電算分科会
5月16日	第10回	企画部会	第14回	福祉部会
	第13回	企画分科会		第29回
5月19日	第8回	税務分科会		電算分科会
5月20日	第4回	農林分科会		
5月21日	第14回	幹事会		
5月22日	第30回	電算分科会		
5月23日	第5回	国保分科会	第8回	地域福祉・援護分科会
5月26日	第7回	財政分科会	第12回	消防・交通分科会
5月27日	第4回	障害者福祉分科会	第15回	下水道分科会
5月28日	第7回	保育所分科会		
5月29日	第12回	学校教育分科会	第13回	上水道分科会
5月30日	第13回	住民部会	第13回	消防・交通分科会
6月4日	第18回	人事・行政分科会	第31回	電算分科会
6月5日	第7回	政策調整会議		
6月6日	第11回	管財分科会	第32回	電算分科会
6月9日	第9回	税務分科会	第14回	企画分科会
6月10日	第12回	上下水道部会		第16回
6月11日	第6回	公民館分科会		下水道分科会
6月12日	第11回	総務部会		
6月13日	第15回	福祉部会		
6月17日	第3回	人権分科会	第6回	保健医療分科会

6月18日	第15回	幹事会		
6月19日	第13回	学校教育分科会		
6月20日	第33回	電算分科会		
6月23日	第4回	出納分科会	第10回	国保分科会
	第17回	下水道分科会		第13回
				保健医療分科会
6月24日	第19回	人事・行政分科会		
6月25日	第8回	政策調整会議		
6月26日	第14回	上水道分科会		
6月27日	第8回	商工観光分科会		
6月30日	第5回	住民分科会	第5回	介護保険分科会
				第5回
				農林分科会
7月1日	第10回	税務分科会	第18回	下水道分科会
7月2日	第4回	図書館分科会	第8回	保育所分科会
7月3日	第7回	建設分科会		
7月4日	第15回	企画分科会		
7月8日	第7回	公民館分科会	第19回	下水道分科会
7月9日	第12回	総務部会	第14回	住民部会
	第15回	上水道分科会		第11回
				国保分科会
7月10日	第10回	教育部会		
7月11日	第11回	企画部会	第7回	産業経済部会
	第5回	障害者福祉分科会		第14回
				保健医療分科会
7月13日	第34回	電算分科会		
7月14日	第9回	保育所分科会		
7月15日	第6回	住民分科会		
7月16日	第14回	学校教育分科会	第9回	地域福祉・援護分科会
7月17日	第9回	政策調整会議	第16回	幹事会
	第20回	下水道分科会		第13回
				上下水道部会
7月18日	第6回	介護保険分科会		
7月22日	第20回	人事・行政分科会	第22回	下水道分科会
7月24日	第12回	管財分科会	第5回	図書館分科会
				第21回
				下水道分科会
7月25日	第11回	税務分科会	第16回	上水道分科会
7月28日	第13回	総務部会	第16回	企画分科会
7月29日	第14回	上下水道部会	第5回	出納分科会
				第8回
				老健・福祉医療分科会
7月30日	第10回	政策調整会議		
7月31日	第23回	下水道分科会		
8月1日	第12回	企画部会	第16回	福祉部会
8月4日	第7回	住民分科会		
8月5日	第13回	管財分科会	第12回	国保分科会
8月6日	第17回	幹事会	第8回	財政分科会
8月7日	第21回	人事・行政分科会	第15回	学校教育分科会
	第24回	下水道分科会		第4回
				年金分科会
8月11日	第9回	社会教育分科会		
8月12日	第7回	保健医療分科会		
8月13日	第6回	出納分科会		
8月19日	第7回	出納分科会	第8回	住民分科会
				第25回
				下水道分科会
8月20日	第11回	政策調整会議		

8月21日	第14回	総務部会			
8月22日	第13回	企画部会	第15回	上下水道部会	第17回 上水道分科会
8月26日	第14回	管財分科会	第17回	企画分科会	
8月27日	第18回	幹事会	第22回	人事・行政分科会	第7回 介護保険分科会
	第26回	下水道分科会			
8月28日	第8回	議会分科会	第16回	学校教育分科会	
8月29日	第12回	税務分科会	第13回	国保分科会	
9月1日	第10回	社会教育分科会			
9月2日	第16回	上下水道部会	第18回	上水道分科会	
9月3日	第12回	政策調整会議			
9月4日	第11回	教育部会	第7回	環境分科会	第9回 老健・福祉医療分科会
	第8回	農業委員会分科会	第27回	下水道分科会	
9月5日	第15回	総務部会	第14回	企画部会	第9回 財政分科会
	第10回	保育所分科会			
9月9日	第8回	出納分科会	第8回	保健医療分科会	
9月10日	第15回	管財分科会			
9月11日	第23回	人事・行政分科会	第28回	下水道分科会	
9月12日	第19回	上水道分科会			
9月16日	第35回	電算分科会	第6回	障害者福祉分科会	
9月17日	第19回	幹事会	第10回	財政分科会	第6回 図書館分科会
	第29回	下水道分科会			
9月18日	第8回	公民館分科会	第10回	地域福祉・援護分科会	
9月19日	第20回	上水道分科会			
9月24日	第13回	政策調整会議			
9月25日	第18回	企画分科会	第5回	年金分科会	
9月26日	第16回	管財分科会	第7回	図書館分科会	第8回 環境分科会
	第30回	下水道分科会			
9月30日	第17回	上下水道部会	第24回	人事・行政分科会	第11回 財政分科会
	第21回	上水道分科会			
10月1日	第9回	出納分科会	第11回	社会教育分科会	
10月2日	第16回	総務部会	第25回	人事・行政分科会	第6回 国保分科会
	第9回	農業委員会分科会	第31回	下水道分科会	
10月3日	第15回	企画部会	第22回	上水道分科会	
10月6日	第12回	教育部会	第18回	上下水道部会	第14回 消防・交通分科会
	第23回	上水道分科会			
10月7日	第9回	環境分科会			
10月8日	第20回	幹事会			
10月9日	第12回	財政分科会	第9回	商工観光分科会	
10月14日	第19回	上下水道部会	第19回	企画分科会	第9回 保健医療分科会
	第6回	水産分科会	第24回	上水道分科会	
10月15日	第13回	財政分科会	第36回	電算分科会	第1回 広域行政分科会
10月16日	第32回	下水道分科会			
10月17日	第14回	政策調整会議			
10月20日	第10回	出納分科会	第15回	消防・交通分科会	第11回 保育所分科会
10月21日	第17回	管財分科会	第9回	公民館分科会	

10月22日	第37回	電算分科会	第16回	消防・交通分科会	
10月24日	第9回	議会分科会	第9回	住民分科会	第25回 上水道分科会
	第33回	下水道分科会			
10月27日	第14回	財政分科会			
10月28日	第10回	老健・福祉医療分科会			
10月29日	第38回	電算分科会	第8回	介護保険分科会	
10月30日	第34回	下水道分科会			
10月31日	第17回	総務部会			
11月4日	第13回	教育部会			
11月6日	第35回	下水道分科会			
11月7日	第16回	企画部会	第10回	環境分科会	第10回 商工観光分科会
	第26回	上水道分科会			
11月10日	第4回	人権分科会			
11月11日	第17回	福祉部会	第11回	出納分科会	第10回 保健医療分科会
	第10回	農業委員会分科会			
11月12日	第21回	幹事会	第15回	財政分科会	第17回 学校教育分科会
11月13日	第26回	人事・行政分科会	第18回	管財分科会	第4回 老健・福祉医療分科会
	第7回	水産分科会			
11月14日	第17回	消防・交通分科会	第11回	地域福祉・援護分科会	
11月17日	第27回	人事・行政分科会	第11回	商工観光分科会	
11月18日	第6回	農林分科会			
11月19日	第15回	政策調整会議			
11月20日	第10回	議会分科会			
11月21日	第19回	管財分科会			
11月25日	第18回	福祉部会	第10回	公民館分科会	
11月26日	第22回	幹事会	第20回	企画分科会	第12回 社会教育分科会
	第12回	地域福祉・援護分科会			
11月27日	第7回	障害者福祉分科会	第27回	上水道分科会	
11月28日	第36回	下水道分科会			
12月1日	第18回	消防・交通分科会			
12月2日	第14回	教育部会	第12回	出納分科会	第7回 農林分科会
12月3日	第20回	管財分科会	第39回	電算分科会	第12回 保育所分科会
12月4日	第18回	総務部会	第15回	住民部会	第16回 財政分科会
	第11回	環境分科会	第11回	農業委員会分科会	
12月8日	第28回	人事・行政分科会	第28回	上水道分科会	
12月9日	第19回	消防・交通分科会	第11回	保健医療分科会	第37回 下水道分科会
12月10日	第29回	人事・行政分科会			
12月11日	第18回	学校教育分科会	第8回	図書館分科会	
12月15日	第11回	議会分科会	第9回	介護保険分科会	
12月17日	第21回	企画分科会	第13回	社会教育分科会	
12月19日	第13回	税務分科会	第20回	消防・交通分科会	第5回 公営住宅分科会
12月22日	第29回	上水道分科会			
12月24日	第30回	人事・行政分科会			
12月25日	第40回	電算分科会			
12月26日	第16回	住民部会			

平成16年

1月7日	第21回	管財分科会	第7回	国保分科会	
1月8日	第19回	総務部会	第15回	教育部会	
1月9日	第17回	企画部会	第19回	福祉部会	第30回 上水道分科会
1月13日	第22回	企画分科会	第12回	保健医療分科会	
1月14日	第23回	幹事会	第22回	管財分科会	第5回 広報公聴分科会
	第31回	上水道分科会	第38回	下水道分科会	
1月15日	第8回	議会部会	第17回	住民部会	第12回 議会分科会
	第14回	税務分科会	第14回	社会教育分科会	
1月16日	第17回	財政分科会	第13回	出納分科会	
1月19日	第31回	人事・行政分科会	第8回	障害者福祉分科会	
1月21日	第16回	政策調整会議	第32回	上水道分科会	
1月22日	第12回	環境分科会	第39回	下水道分科会	
1月23日	第6回	公営住宅分科会			
1月26日	第23回	管財分科会	第21回	消防・交通分科会	
1月27日	第10回	住民分科会	第13回	地域福祉・援護分科会	
1月28日	第9回	議会部会	第13回	議会分科会	第41回 電算分科会
1月29日	第7回	土地改良分科会			
1月30日	第20回	福祉部会	第7回	公営住宅分科会	第40回 下水道分科会
2月3日	第24回	管財分科会	第42回	電算分科会	第10回 介護保険分科会
2月4日	第10回	議会部会	第14回	議会分科会	
2月5日	第20回	総務部会	第16回	教育部会	第5回 老健・福祉医療分科会
	第41回	下水道分科会			
2月6日	第18回	企画部会			
2月9日	第32回	人事・行政分科会	第8回	公営住宅分科会	
2月10日	第24回	幹事会			
2月12日	第18回	財政分科会	第13回	環境分科会	
2月13日	第11回	建設部会	第8回	建設分科会	
2月18日	第17回	政策調整会議			
2月19日	第25回	管財分科会	第11回	住民分科会	
2月22日	第33回	人事・行政分科会			
2月23日	第14回	出納分科会	第14回	地域福祉・援護分科会	
2月24日	第9回	図書館分科会			
2月26日	第21回	総務部会	第21回	福祉部会	
2月27日	第11回	議会部会	第15回	議会分科会	第14回 環境分科会
3月3日	第25回	幹事会	第1回	組織委員会	
3月4日	第26回	管財分科会	第10回	図書館分科会	第6回 老健・福祉医療分科会
	第9回	公営住宅分科会			
3月8日	第34回	人事・行政分科会			
3月10日	第19回	財政分科会	第8回	国保分科会	
3月12日	第11回	介護保険分科会			
3月16日	第27回	管財分科会			
3月18日	第43回	電算分科会	第12回	介護保険分科会	
3月19日	第15回	社会教育分科会	第18回	住民部会	
3月22日	第10回	公営住宅分科会			

3月23日	第44回	電算分科会	第19回	学校教育分科会	
3月24日	第9回	国保分科会			
3月25日	第15回	税務分科会	第12回	住民分科会	
3月26日	第9回	障害者福祉分科会			
3月30日	第17回	教育部会	第7回	老健・福祉医療分科会	
3月31日	第20回	財政分科会			
4月5日	第12回	議会部会	第16回	議会分科会	第35回 人事・行政分科会
4月6日	第28回	管財分科会			
4月8日	第22回	総務部会			
4月9日	第19回	企画部会	第22回	福祉部会	第45回 電算分科会
	第20回	学校教育分科会	第11回	公営住宅分科会	
4月12日	第46回	電算分科会			
4月13日	第21回	財政分科会	第23回	企画分科会	第15回 保健医療分科会
4月14日	第26回	幹事会	第2回	組織委員会	第13回 議会部会
	第17回	議会分科会			
4月15日	第13回	介護保険分科会			
4月16日	第29回	管財分科会	第11回	老健・福祉医療分科会	
4月19日	第36回	人事・行政分科会	第21回	学校教育分科会	第13回 保育所分科会
	第12回	商工観光分科会			
4月20日	第14回	議会部会	第18回	議会分科会	第8回 土地改良分科会
4月21日	第18回	政策調整会議	第3回	組織委員会	第16回 税務分科会
4月22日	第18回	教育部会	第12回	建設部会	第6回 年金分科会
4月23日	第1回	税務部会	第22回	財政分科会	第47回 電算分科会
	第13回	住民分科会	第14回	介護保険分科会	
4月26日	第19回	議会分科会	第10回	障害者福祉分科会	
4月27日	第15回	出納分科会	第14回	住民分科会	第12回 老健・福祉医療分科会
	第8回	水産分科会			
4月28日	第23回	福祉部会			
4月30日	第15回	議会部会	第20回	議会分科会	第12回 公営住宅分科会
5月6日	第19回	住民部会	第37回	人事・行政分科会	第15回 地域福祉・援護分科会
5月7日	第20回	上下水道部会	第30回	管財分科会	第48回 電算分科会
5月9日	第15回	介護保険分科会			
5月10日	第2回	税務部会	第23回	財政分科会	第14回 保育所分科会
5月11日	第24回	財政分科会			
5月12日	第21回	上下水道部会	第16回	出納分科会	第14回 国保分科会
5月13日	第23回	総務部会	第19回	教育部会	
5月14日	第22回	上下水道部会			
5月17日	第20回	企画部会	第9回	建設分科会	
5月18日	第8回	産業経済部会	第31回	管財分科会	
5月19日	第27回	幹事会	第4回	組織委員会	第49回 電算分科会
	第16回	介護保険分科会			
5月20日	第20回	住民部会	第13回	建設部会	第23回 上下水道部会
	第38回	人事・行政分科会	第15回	環境分科会	
5月21日	第13回	老健・福祉医療分科会	第13回	公営住宅分科会	
5月23日	第15回	住民分科会			

5月26日	第19回	政策調整会議	第5回	組織委員会	第16回	議会部会
	第24回	上下水道部会				
5月27日	第24回	企画分科会				
5月28日	第24回	福祉部会	第14回	公営住宅分科会		
6月1日	第22回	消防・交通分科会				
6月2日	第25回	福祉部会	第39回	人事・行政分科会		
6月4日	第25回	上下水道部会	第17回	税務分科会	第22回	学校教育分科会
6月7日	第3回	税務部会	第9回	産業経済部会		
6月9日	第21回	企画部会	第26回	上下水道部会		
6月10日	第24回	総務部会	第20回	教育部会	第15回	公営住宅分科会
6月11日	第32回	管財分科会				
6月16日	第28回	幹事会	第6回	組織委員会		
6月17日	第15回	保育所分科会				
6月18日	第25回	総務部会	第50回	電算分科会		
6月22日	第33回	管財分科会	第16回	公営住宅分科会		
6月28日	第16回	保健医療分科会				
6月29日	第17回	議会部会	第21回	議会分科会	第17回	出納分科会
	第16回	住民分科会				
6月30日	第11回	障害者福祉分科会				
7月2日	第20回	政策調整会議	第7回	組織委員会	第7回	年金分科会
	第16回	環境分科会				
7月8日	第12回	障害者福祉分科会				
7月9日	第51回	電算分科会	第17回	公営住宅分科会		
7月12日	第26回	福祉部会	第16回	社会教育分科会	第17回	保健医療分科会
7月13日	第17回	住民分科会	第17回	介護保険分科会		
7月15日	第40回	人事・行政分科会	第25回	財政分科会	第18回	税務分科会
7月16日	第4回	税務部会	第34回	管財分科会	第23回	学校教育分科会
	第17回	環境分科会				
7月20日	第14回	建設部会	第16回	保育所分科会		
7月22日	第8回	組織委員会	第26回	総務部会	第21回	教育部会
	第15回	国保分科会				
7月23日	第18回	介護保険分科会				
7月26日	第35回	管財分科会	第13回	商工観光分科会		
7月28日	第29回	幹事会	第9回	組織委員会	第27回	上下水道部会
7月29日	第15回	建設部会	第19回	税務分科会		
7月30日	第22回	企画部会	第27回	福祉部会	第41回	人事・行政分科会
	第52回	電算分科会	第18回	環境分科会	第19回	介護保険分科会
8月2日	第27回	総務部会				
8月3日	第28回	上下水道部会	第26回	財政分科会	第53回	電算分科会
8月4日	第5回	税務部会	第36回	管財分科会		
8月9日	第54回	電算分科会				
8月10日	第25回	企画分科会	第18回	住民分科会	第20回	介護保険分科会
	第18回	保健医療分科会				
8月11日	第42回	人事・行政分科会	第27回	財政分科会	第18回	出納分科会
	第14回	老健・福祉医療分科会				

8月12日	第28回	総務部会	第22回	教育部会	
8月13日	第17回	保育所分科会			
8月16日	第23回	企画部会	第19回	環境分科会	
8月17日	第28回	福祉部会	第28回	財政分科会	第19回 住民分科会
8月19日	第19回	出納分科会	第24回	学校教育分科会	第18回 公営住宅分科会
8月20日	第30回	幹事会	第10回	組織委員会	第21回 住民部会
	第10回	産業経済部会	第16回	国保分科会	第20回 出納分科会
8月24日	第6回	税務部会	第25回	学校教育分科会	第37回 管財分科会
8月25日	第29回	上下水道部会	第43回	人事・行政分科会	第29回 財政分科会
8月26日	第55回	電算分科会	第21回	出納分科会	第17回 社会教育分科会
	第15回	老健・福祉医療分科会	第10回	建設分科会	
8月27日	第21回	介護保険分科会	第9回	水産分科会	
8月30日	第29回	総務部会	第30回	財政分科会	第20回 環境分科会
9月2日	第23回	教育部会			
9月3日	第18回	議会部会	第24回	企画部会	第22回 議会分科会
	第26回	企画分科会			
9月6日	第44回	人事・行政分科会	第31回	財政分科会	第29回 福祉部会
	第18回	保育所分科会			
9月7日	第20回	住民分科会	第8回	年金分科会	第16回 老健・福祉医療分科会
9月8日	第11回	組織委員会	第6回	広報公聴分科会	
9月9日	第17回	国保分科会			
9月10日	第12回	組織委員会	第19回	議会部会	第23回 議会分科会
	第32回	財政分科会			
9月13日	第33回	上水道分科会			
9月14日	第45回	人事・行政分科会			
9月15日	第1回	人事委員会	第33回	財政分科会	第21回 住民分科会
9月16日	第34回	財政分科会			
9月17日	第2回	人事委員会	第21回	環境分科会	第22回 介護保険分科会
9月21日	第38回	管財分科会			
9月22日	第11回	建設分科会			
9月25日	第13回	組織委員会			
9月27日	第46回	人事・行政分科会	第20回	税務分科会	第22回 出納分科会
	第12回	農業委員会分科会			
9月28日	第42回	下水道分科会			
9月29日	第14回	組織委員会			
9月30日	第30回	総務部会	第30回	上下水道部会	第39回 管財分科会
	第56回	電算分科会	第9回	土地改良分科会	
10月1日	第14回	商工観光分科会	第12回	建設分科会	
10月4日	第31回	幹事会	第21回	税務分科会	第27回 企画分科会
	第19回	公営住宅分科会			
10月5日	第18回	国保分科会	第8回	農林分科会	
10月6日	第21回	政策調整会議	第35回	財政分科会	第34回 上水道分科会
10月7日	第1回	人事部会	第30回	福祉部会	第11回 産業経済部会
	第48回	人事・行政分科会	第40回	管財分科会	第23回 出納分科会
	第23回	消防・交通分科会	第43回	下水道分科会	

10月8日	第22回	住民部会	第13回	建設分科会	
10月12日	第20回	議会部会	第12回	産業経済部会	第31回 上下水道部会
	第24回	議会分科会	第35回	上水道分科会	
10月13日	第25回	企画部会	第57回	電算分科会	第22回 環境分科会
	第10回	土地改良分科会			
10月14日	第31回	総務部会	第2回	人事部会	第32回 上下水道部会
10月15日	第22回	政策調整会議			
10月19日	第11回	土地改良分科会	第15回	商工観光分科会	第14回 建設分科会
10月20日	第32回	幹事会			
10月21日	第22回	税務分科会	第16回	商工観光分科会	
10月22日	第41回	管財分科会	第20回	公営住宅分科会	
10月25日	第49回	人事・行政分科会	第44回	下水道分科会	
10月26日	第17回	商工観光分科会			
10月27日	第28回	企画分科会			
11月1日	第42回	管財分科会			
11月2日	第21回	議会部会	第32回	総務部会	第25回 議会分科会
	第50回	人事・行政分科会	第23回	税務分科会	
11月4日	第24回	教育部会	第24回	出納分科会	
11月8日	第26回	企画部会			
11月9日	第50回	人事・行政分科会			
11月10日	第33回	幹事会	第15回	組織委員会	
11月11日	第25回	出納分科会			
11月12日	第33回	総務部会			
11月15日	第52回	人事・行政分科会			
11月16日	第23回	政策調整会議			
11月18日	第31回	福祉部会	第33回	上下水道部会	第43回 管財分科会
11月19日	第53回	人事・行政分科会	第44回	管財分科会	第18回 商工観光分科会
11月20日	第22回	議会部会	第26回	議会分科会	
11月22日	第27回	企画部会			
11月24日	第34回	幹事会			
11月26日	第25回	教育部会	第54回	人事・行政分科会	
11月29日	第34回	総務部会	第45回	管財分科会	
12月5日	第23回	議会部会	第27回	議会分科会	
12月10日	第47回	人事・行政分科会	第19回	商工観光分科会	
12月13日	第35回	総務部会			
12月14日	第46回	管財分科会			
12月20日	第47回	管財分科会			
12月27日	第24回	政策調整会議	第16回	組織委員会	

平成17年

1月5日 第48回 管財分科会

2 合併協定書

緑町、西淡町、三原町及び南淡町の合併協定書は、次のとおりである。

合 併 協 定 書

平成15年12月6日

緑
西
三
南

淡
原
淡

町
町
町
町

1 合併の方式

三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年1月11日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、南あわじ市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、合併時、三原町市善光寺18番地27とする。なお、新市において速やかに（仮称）庁舎建設検討委員会等を設置し、住民代表並びに都市計画の専門家等も委員に加え、他の公共機関所在地・交通事情等住民の利便性を考慮し、庁舎等公共施設の総合的な検討を実施する。

5 町・字の区域及び名称の取扱い

町の名称については、三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町及び同郡南淡町を南あわじ市に置き換え、字の名称は、現行のとおりとする。字の区域については、新市において調整するものとする。

6 財産及び債務の取扱い

- (1) 4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (2) 財産区有財産（広田、福良、北阿万、阿万、沼島）は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。
- (3) 慣行により財産に係る権利を有する行政区等がある場合は、合併後もそれを尊重するものとする。

7 町の慣行の取扱い

- (1) 市章、市の花・木・鳥・歌等の象徴的事項については、新市において新たに定

めるものとする。

(2) 市民憲章については、新市において新たに定めるものとする。

(3) 表彰制度等については、新市において調整し新たに定めるものとする。

8 事務機構及び組織

新市の事務機構及び組織は、次の方針に従い整備する。

(1) 当面現在の緑町、西淡町、三原町及び南淡町の役場庁舎並びに三原郡生活文化会館等を分庁舎として有効活用した事務機構及び組織とする。

(2) 現緑町倭文支所、南淡町賀集・北阿万・阿万・灘連絡所、沼島出張所は、現行のとおりとする。なお、新市において出張所等の在り方について総合的に検討する。

(3) 事務機構及び組織は、別紙「新市における組織・機構の整備方針」に基づき効率的で住民に分かりやすく、利用しやすいものとし、各分庁舎に総合窓口を設ける。

(4) 事務の執行体制については、地方分権時代における行政課題に迅速かつ的確に対応するため、部制を導入する。

9 条例、規則等の取扱い

(1) 4 町、三原郡広域事務組合及び淡路鳴門岬公園開発事務組合が制定している条例、規則等について、同一または 1 団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。

(2) 類似、相違または数団体に制定されているようなものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。

(3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

10 議会議員の定数及び任期の取扱い

(1) 議会議員の任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 17 年 1 月 10 日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

(2) 新市の議会議員の定数は、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき28人と定める。

11 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。なお、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく新市の農業委員会の委員の定数は30人と定める。

12 地方税の取扱い

4町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 個人市民税の個人均等割及び納期については、地方税法に定める標準税率、納期による。ただし、合併年度については、それぞれの旧町の例による。
- (2) 固定資産税の納期については、5・7・9・11月の4回の納期で調整する。ただし、合併年度については、それぞれの旧町の例による。
- (3) 軽自動車税の納期については、地方税法に定める納期による。ただし、合併年度については、それぞれの旧町の例による。
- (4) 個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取扱う。
 - ① 交付率は、100分の0.6とする。
 - ② 月数については、地方税法に定める方式による算定とする。
 - ③ 納期ごとの報奨金算定基礎税額の上限は、300,000円とする。
- (5) 法人市民税、市たばこ税、都市計画税、特別土地保有税及び入湯税は、現行のとおりとする。なお、特別土地保有税の免税点については、合併時に地方税法の規定により5,000㎡未満とする。
- (6) 地方税の賦課・収納処理の標準化については、電算システムの調整内容による取扱いとする。

13 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 緑町、西淡町、三原町及び南淡町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局、教育委員会の事務部局、議会事務部局の職員など各区分の定数割り振りについては合併時に調整する。なお、合併時に職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名及び級別標準職務表については、人事管理及び職員の処遇適正化の観点から、合併時に調整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与適正化の観点から、合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

14 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員（消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- (1) 新市の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。
- (2) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行給料額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (3) 市議会議員及び農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (4) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (5) その他の条例で定める特別職（委員会・審議会等の委員）は、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の委員の数、任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

15 一部事務組合等の取扱い

- (1) 兵庫県市町村職員退職手当組合、兵庫県市町村職員共済組合、兵庫県消防等補償等組合、兵庫県市町村非常勤職員公務災害補償等組合及び兵庫県町交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併

の日に当該組合に加入する。

- (2) 兵庫県町議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において公務災害補償に関する事務を処理する。
- (3) 淡路広域行政事務組合、淡路広域消防事務組合及び淡路広域水道企業団については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (4) 洲本市、三原郡緑町衛生事務組合、三原郡緑町洲本市小中学校組合、洲本市三原郡緑町山林事務組合の取扱いについては、緑町と洲本市との協議を尊重し、その協議結果を新市に引き継ぐものとする。
- (5) 三原郡広域事務組合については、合併の日の前日に解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、当該組合の一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。
- (6) 淡路鳴門岬公園開発事務組合については、合併の日の前日に解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、当該組合の一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。なお、新市において早期に民営化を図る。
- (7) 淡路教育事務協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会を脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。
- (8) 淡路公平委員会については、合併の日の前日をもって当該公平委員会を脱退し、新市において合併の日に当該公平委員会に加入する。
- (9) 財団法人兵庫県町村職員互助会については、合併の日の前日をもって当該互助会を脱退し、新市において合併の日に当該互助会に加入する。
- (10) 主要な出資及び出捐団体の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ① 西淡まちづくり(株)、南淡路農業公園(株)及び(株)南淡風力エネルギー開発については、出資金は新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。
 - ② 財団法人緑町健康福祉協会及び財団法人西淡産業振興協会については、出捐金を新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。

16 使用料、手数料等の取扱い

窓口関係事務手数料については、現行単価を基準として合併時に統一する。

(施設使用料関係)

- (1) 公民館使用料については、合併時に次のとおり取扱うものとする。
 - ① 現行の中央公民館使用料については、1㎡1時間当り5円、夜間（午後5時以降）は2割増を基本として調整する。
 - ② 固定椅子の大ホールについては、1席1時間当り14円、夜間は2割増を基本として調整する。
 - ③ 市外の使用については、5割を加算する。
 - ④ 分館及び地区館等の使用料については、中央公民館に準じて調整する。
- (2) 学校体育施設使用料については、合併時に次のとおり取扱うものとする。
 - ① 運動場の使用料については、1コート1時間当り200円とし、夜間照明利用料は現行のとおりとする。
 - ② 屋内運動場の使用料については、1コート1時間当り500円とする。
 - ③ プールの使用料は、廃止する。
 - ④ 市外の団体の使用については、倍額とする。
- (3) 集会施設使用料については、中央公民館に準じて合併時に調整する。
- (4) その他の施設使用料については、当面は現行のとおりとし、新市で調整する。
- (5) 行政財産使用料、法定外公共物使用料及び漁港使用料については、道路占用料の基準に準じて合併時に統一する。

17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合できるよう調整に努めるものとする。

- (1) 各町共通の団体については、原則として、合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて調整に努める。
- (2) 各町独自の団体については、原則として、現行のとおりとする。

18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性・有効性・公平性等の観点から見直し、次のとおり調整する。

- (1) 4町同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て、合併翌年度から統一の方向で調整する。
- (2) 1町または数町で実施している補助金等については、従来の実情等を考慮しつつ、その必要性・有効性・公平性等の観点から、新市において調整する。
- (3) 整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。

19 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税（医療分及び介護分）の税率については、合併翌年度に統一する。ただし、合併年度については、それぞれの旧町の例による。
- (2) 国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。
- (3) 国民健康保険税の納期については、合併翌年度より5期とし、合併年度はそれぞれの旧町の例による。
- (4) 保険給付事業については、現行のとおりとする。

20 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護サービス給付については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 介護保険料の取扱いについては、合併翌年度に統一する。ただし、合併年度については、それぞれの旧町の例による。
 - ① 介護保険料については、新たに策定する介護保険事業計画に基づき算定する。
 - ② 納付方法及び賦課期日については、現行のとおりとする。
 - ③ 普通徴収分の納期については、6期とする。
- (3) 低所得者利用負担軽減対策事業については、合併翌年度に国の制度に統一する。ただし、合併年度については、それぞれの旧町の例による。

21 消防団の取扱い

消防団は合併時に統合する。

- (1) 団員及び分団については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後5年を目途に20%程度の定員削減を図る。
- (2) 組織、階級、報酬その他身分等の取扱いについては、合併時に統一する。
- (3) 出動指令体制は合併時に統合し、新市において新たに策定する消防計画に基づ

き調整する。

(4) 消防施設については、新市で基準を設け、新市の負担で計画的に整備する。

(5) 分団運営費補助金等については、新市において交付基準を定め統一する。

22 電算システム事業の取扱い

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。

23 都市計画に関する取扱い

(1) 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぎ新市において随時調整する。

(2) 用途地域等については、新市において調整する。

24 各種事務事業の

24-1 各種福祉制度の取扱い

(保育関係)

(1) 公立保育所の保育料については、合併翌年度より次のとおり統一する。ただし、合併年度については、それぞれの旧町の例による。

① 保育料基準額は、国の徴収基準額及び4町の基準額を基に統一する。ただし、合併までに国の徴収基準額が改定されたときは、その方針に基づき調整する。

② 母子、父子、障害者家庭の軽減措置は、国の基準のとおりとする。

③ 同一世帯で2人以上入所する場合の軽減措置は、保育料の最も高い児童（第2階層から第4階層は最も低い児童）は基準額のとおりとし、次に高い児童（第2階層から第4階層は次に低い児童）は3/10、それ以外の児童は1/10の額とする。

(2) 児童保育事業については、合併翌年度より次のとおり統一する。ただし、合併年度については、それぞれの旧町の例による。

① 公立保育所の保育時間については、緑町の例に統一する。

② 特別保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、一時保育サービス料については、保育料の1/22を日額とする。

(3) 学童保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(各種福祉関係)

高齢者福祉、障害者福祉及び地域福祉制度の取扱いについては、合併翌年度より次のとおり調整する。ただし、合併年度については、それぞれの旧町の例による。

- (1) 国及び県の補助事業については、現行の実施方法を基準に、新市において調整して実施する。
- (2) ひとり暮らし老人向け事業については、類似する事業に統合し、新市において調整する。
- (3) 紙おむつ支給事業については、月3千円の利用券を支給する。
- (4) 敬老会については、70歳以上を対象に、旧町単位で実施する。
- (5) 町民養老金等については、80歳以上を対象に、5千円を支給する。100歳到達者及び最高齢者には記念品を支給する。
- (6) 障害福祉見舞金等については、身体障害者（4級以上）、知的障害者及び精神障害者を対象に、5千円を支給する。

24-2 水道事業の取扱い

- (1) 給水区域については、現行のとおりとする。
- (2) 水道使用料等については、次のとおりとする。
 - ① 水道使用料については、当面現行のとおりとし、淡路広域水道企業団への統合による新料金とする。
 - ② メーター使用料については、当面現行のとおりとし、淡路広域水道企業団への統合による新料金とする。
 - ③ 加入者分担金については、当面現行のとおりとし、淡路広域水道企業団への統合による新料金とする。

24-3 下水道事業の取扱い

- (1) 下水道事業にかかる加入者分担金及び負担金については、合併時に別表のとおり定める。なお、一括納付報奨金制度については、一括納付額の20%とする。
- (2) 下水道使用料については、合併時に三原町の例による。
- (3) 合併浄化槽設置整備事業における補助対象区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助金額については、合併時に現行の南淡町の例による。

24-4 公立学校（園）の通学区域の取扱い

公立学校（園）の通学区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、児童生徒数の推移等を踏まえ新市において検討する。ただし、広田小・中学校の通学区域については、緑町と洲本市との協議を尊重し、その協議結果を新市に引き継ぐものとする。

24-5 行政区の取扱い

区長会及び町内会長会については、合併時に統合できるよう調整に努める。

24-6 姉妹都市等の取扱い

姉妹都市及び友好都市については、新市に引き継ぐ。

24-7 広報公聴関係の取扱い

- (1) 広報紙の発行回数は毎月1回とし、発行日については毎月11日とする。配布方法は新聞折込みとする。なお、新市において新たにホームページを開設する。
- (2) 現行の相談業務が、実施できるよう合併時に調整する。
- (3) 地域情報化事業については、次のとおり調整する。
 - ① CATV事業については、緑町、南淡町域を含めた全市域で計画的に整備する。
 - ② インターネット導入促進事業については、当面現行のとおりとし新市において調整する。

24-8 納税関係の取扱い

- (1) 納税貯蓄組合については、合併時に廃止する。
- (2) 西淡町における集合納税方式による納税の取扱いについては、合併時に廃止の方向で調整する。

24-9 防災関係の取扱い

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。

24-10 保健衛生の取扱い

(保健関係)

- (1) 各種健康診査については、現行制度を基本とし、新市において対象年齢及び自己負担額等を統一する。
- (2) 各種健康教育及び健康相談については、当面は現行のとおりとし、新市において随時調整する。
- (3) 予防接種については、現行のとおり新市で実施する。
- (4) 訪問看護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 人間ドック助成事業については、南淡町の制度を基本に新市で調整する。

(衛生関係)

- (1) 生活系ごみ処理手数料については、次のとおりとする。
 - ① 可燃ごみについては、20袋当たり（大）630円、（小）420円に統一する。
 - ② 不燃ごみについては、西淡町、三原町及び南淡町の例に統一する。
 - ③ 粗大ごみについては、当面は無料とし、新市で速やかに調整する。
- (2) 事業系ごみ処理手数料については、西淡町、三原町及び南淡町の例に統一する。
- (3) 可燃ごみ処理場手数料（自己搬入分）は、現行のとおり新市に引き継ぎ、緑町と洲本市の組合立可燃ごみ処理場手数料については、緑町と洲本市との協議を尊重し、その協議結果を新市に引き継ぐものとする。
- (4) 産業廃棄物処理手数料については、西淡町の例による。
- (5) 廃棄物処理業許可等手数料については、三原町及び南淡町の例に統一する。
- (6) ごみ減量化機器購入補助については、南淡町の例に統一し、集積カゴ設置補助については、補助率1/2、限度額30千円に統一する。
- (7) し尿処理手数料については、500円/180リットルに統一する。

24-11 診療所（直営）の取扱い

- (1) 国民健康保険（直営）診療所は、現行のとおりとする。
- (2) 町立診療所は、現行のとおりとする。
- (3) 休日診療所は、現行のとおりとする。

24-12 人権（同和）対策関係事業の取扱い

- (1) 人権啓発事業及び人権教育推進事業については新市で統一して実施し、人権教育学級については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 地区相談員については、地区ごとに設置する方向で、新市において調整する。

24-13 農林水産関係事業の取扱い

（農業振興地域関係）

- (1) 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。

（農畜産・林業関係）

- (1) 新地域農政推進対策事業については、引き続き実施する。
- (2) 水田農業推進協議会については、新市において新たに設置する。
- (3) 生産調整（転作）の面積配分及び加工米については、新市において調整する。
- (4) 生産調整に対する助成措置については、次のとおり実施する。
 - ① 補助事業については、合併時に調整する。
 - ② 単独事業の地力増進作物奨励事業については、引き続き実施し、その他転作関係助成事業については、合併時に調整する。
- (5) 経営基盤強化資金利子補給及び豊かな村づくり資金利子補給制度については、引き続き実施する。
- (6) 優良堆肥利用推進助成については、引き続き実施する。
- (7) 耕作放棄田保全助成事業については、合併時に三原町の例により実施する。
- (8) 認定農業者規模拡大支援事業については、引き続き実施する。
- (9) 農地流動化助成金交付事業については、合併時に三原町の例により実施する。
- (10) 畜産振興関係事業（補助事業）については、引き続き実施するものとし、受益者分担金については、三原町の例により調整する。また、同単独事業については、合併時に調整する。
- (11) 林業振興関係事業については、引き続き実施する。
- (12) 中山間地域等直接支払制度及び中山間地域活性化推進事業については、引き続き実施する。
- (13) 林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(土地改良関係)

- (1) 土地改良補助事業については、引き続き実施する。また、各事業における新市の負担割合については、現行制度を基準に次のとおり定める。
 - ① ほ場整備事業については、合併時に新市の負担割合を17.5%とする。ただし、受益者負担割合が増となる継続事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ② ため池整備事業については、合併時に南淡町の例により調整する。
 - ③ 農道整備事業については、新市において調整する。
 - ④ その他の事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 土地改良町単独事業補助金については、合併時に三原町の例により調整する。
- (3) 土地改良区については、新市に引き継ぐ。
- (4) 農道、ため池など土地改良施設については、新市に引き継ぐ。
- (5) 地籍調査事業については、新たに西淡町域を含め新市において引き続き実施する。

(水産関係)

- (1) 漁業協同組合をはじめ漁業関係団体については、新市の一体性を確立するため、それぞれの意向を尊重しながら統合を含めて調整に努める。
- (2) 漁港については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 水産振興県営補助事業については、現行のとおりとし、水産振興町営補助事業分担金については、合併時に調整する。
- (4) 水産振興町単独事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 漁港漁場整備事業については、引き続き実施する。

24-14 商工・観光関係事業の取扱い

- (1) 商工会・観光協会の統合については、それぞれの団体の事情を尊重しながら調整に努める。なお、観光案内所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 企業誘致施策については、次のとおりとする。
 - ① 奨励の措置については、南淡町の例に準じ調整する。ただし、雇用増進については、新規雇用1人につき10万円を限度として支給する。
 - ② 企業等の指定については、投資額1億円以上または増加従業員10人以上とす

る。

③ 三原町企業団地誘致施策については、現行のとおりとする。

(3) 商工業制度資金利子補給については、合併時三原町の例により調整する。なお、合併前の各町の制度により交付決定を受けているものについては、従前の制度のとおり取扱うものとする。

(4) 各種イベント事業については、合併時に実施時期を含め新たなイベントとして調整し実施するものとする。

24-15 建設関係事業の取扱い

(1) 町道は、現行のとおり引継ぎ新市において随時調整する。

(2) 町単独事業については、次のとおり実施する。

① 幅員4.0 m以上については、新市の負担割合を100.0%とする。

② 幅員4.0 m未満については、合併後、新市において調整する。

(3) 道路占用料については、道路法の乙地区分として徴収する。

24-16 学校教育関係の取扱い

(1) 就学援助費については、国の基準に統一する。

(2) スクールバスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(3) 遠距離通学生徒補助金については、西淡町の例に統一する。

(4) 自転車購入補助金及びヘルメット装着補助金については、現行制度を廃止し、新たに入学祝金として、小・中学校入学者の保護者にそれぞれ10千円を交付する。

(5) 学校給食については、現行のとおり引き継ぐ。ただし、緑町と洲本市の組合立給食センターについては、緑町と洲本市との協議を尊重し、その協議結果を新市に引き継ぐものとする。

(6) 幼稚園の保育及び特別保育については、現行のとおり新市に引き継ぎ、幼保一元化の検討を行う。

24-17 社会教育関係の取扱い

(1) 各種社会教育事業については、現行のとおり引継ぎ、新市において調整する。

(2) 町指定文化財については、新市に引き継ぐ。

24-18 公の施設の取扱い

(1) 公の施設の管理運営等については、現行のとおりとし新市において施設改修等について随時調整する。なお、緑町と洲本市との組合立施設については、緑町と洲本市との協議を尊重し、その協議結果を新市に引き継ぐものとする。

(2) 各施設の名称については、調整の必要なものは合併時に調整する。

24-19 若者定住促進対策の取扱い

若者定住促進対策については、新市に移行後速やかに総合的に制度化を図る。

25 新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

下水道関係

(別表：加入者分担金及び負担金)

区 分	分担金及び負担金の額 n：対象人員
一般住宅	150千円/戸及び個
営業所及び事業所	10人槽以下 150千円
	11～50人槽 $150+(n-10)\times 3$ 千円
	51～100人槽 350千円
	101～500人槽 500千円
	501人槽以上 800千円
共同住宅 (浄化槽無)	(150×戸数)千円

※枘を複数設置の場合、2枘目から1枘につき150千円を上記に加算

(別紙)

「新市における組織・機構の整備方針」

新市における行政組織・機構については、従前の三原郡4町の行政組織・機構を満たすには、合併後当面新庁舎は建設しないこと、また各庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し一元化を図ることは困難な状況にある。

しかしながら、合併の趣旨を踏まえ、合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の一元化を進める必要がある。

このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

1. 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
2. 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
3. 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構
4. 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
5. 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
6. 現有庁舎を有効利用できる組織・機構

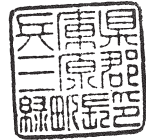
調 印 書

緑町、西淡町、三原町及び南淡町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成15年12月6日

緑町長

金山和永



西淡町長

長江和幸



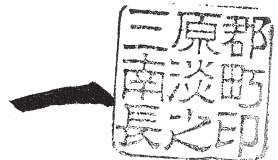
三原町長

中田裕久



南淡町長

森 紘一



立 会 人

合併協議会委員

石 金 政 宏

合併協議会委員

菅 歳 美

合併協議会委員

野 口 健 一 郎

合併協議会委員

長 船 吾 博

合併協議会委員

萩 山 利 夫

合併協議会委員

川 上 命

合併協議会委員

中 村 三 千 雄

合併協議会委員

西 垣 嘉 夫

合併協議会委員

鳥 田 美 代 次

立 会 人

合併協議会委員

齊藤 勝巳

合併協議会委員

児玉 昌士

合併協議会委員

平 起 啓子

合併協議会委員

不 動 修

合併協議会委員

柴 田 孝八

合併協議会委員

志 智 宣夫

合併協議会委員

川 西 淳子

合併協議会委員

本 田 宏

合併協議会委員

中 田 忠廣

立 会 人

合併協議会委員

仲田 塔子

合併協議会委員

松本 俊一

合併協議会委員

岩川 亨

合併協議会委員

竹田 和美

合併協議会委員

酒部 克美

3 新市建設計画

緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会において策定した新市建設計画は、次のとおりである。

新市建設計画

緑町・西淡町・三原町・南淡町
合併協議会

目次

1. はじめに	1
(1) 合併の必要性	1
(2) 計画策定方針	3
2. 三原郡4町の特色と合併の効果	4
(1) 三原郡の位置と地勢・歴史	4
(2) 人口・産業構造	5
(3) 土地利用及び生活基盤	10
(4) 上位計画に見る4町地域のまちづくりの方向性	13
(5) 新しいまちづくりに向けた課題と合併の効果	15
3. 新市建設の基本方針.....	18
(1) 新市建設の基本理念	18
(2) 新市建設の基本方針	21
(3) 新市の都市構造	25
(4) 主要指標の見通し	27
4. 新市の主要施策.....	31
(1) 重点プロジェクト	31
(2) 施策体系	33
(3) 主要施策	34
5. 公共的施設の統合整備と適正配置.....	45
6. 財政計画.....	46

1. はじめに

(1) 合併の必要性

三原郡4町は、地理的な一体性から、歴史的にも経済・文化・生活など様々な面でも強い結びつきを有しており、住民どうしの交流も活発である。

また、行政の広域的な課題に対応するため、三原郡広域事務組合において早くから各分野で取り組みが行われている。

一方、地方分権の進展、少子・高齢化など大きく変化する社会的潮流の中で、行財政の効率化と行政能力の向上を図り、行財政基盤を充実強化することによって、持続可能な都市づくりや多様化・高度化する住民ニーズへ対応できる体制づくりが求められており、4町の合併は、そのための非常に有効な手段であると考えられる。

① 地方分権の時代における地域間競争力向上の必要性

地方分権の推進の中で、地方自治体は、地域の特色を活かしながら都市としての魅力を伸ばし、地域間競争に生き残っていかなければならない。そのためには、これまで国や県の責任であった権限を譲り受けることで自己決定権を拡充し、自己責任のもと、住民が望む専門的かつ高度な行政サービスをこれまで以上に提供できる力をつけることが必要となる。

② 少子高齢化への取り組みの必要性

三原郡4町地域は、人口の流出とともに、国や県全体と比較して、かなり早いペースで高齢化が進行している状況にある。

高齢化社会においては、地域コミュニティの活力低下や、保健・福祉・医療に対する行政需要の増大がますます進むと考えられることから、人口バランスの悪化に歯止めをかけ、医療体制の地域間格差の解消や、多様な保健・福祉サービスの需要に応じた供給体制の充実が求められる。

<三原郡の人口構造（国勢調査）>

	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳～)	
	H7	H12	H7	H12	H7	H12
三原郡平均	16.5%	15.0%	62.2%	60.8%	21.2%	24.2%
兵庫県	16.3%	15.0%	69.5%	68.0%	14.1%	16.9%
全国	15.9%	14.6%	69.4%	67.9%	14.5%	17.3%

(注) 小数点第2位を四捨五入して算出しており、数字の合計は必ずしも100%にならない。

③住民生活の質的变化への対応の必要性

高学歴化、職業の多様化を始め、ゆとりやうるおいのあるライフスタイルの実現など、人々の価値観は物の豊かさから心の豊かさへと変化してきており、また、日常生活圏も町域を越えて広域化している。さらに、地球規模での環境問題が顕在化するなかで、地方自治体においても、資源循環型の社会やライフスタイルの構築に向け、官民一体となった取り組みが求められている。

そのような住民生活の質的变化に対応していくためには、基盤整備や生活環境、福祉、教育、産業などの住民生活を取り巻く各分野において、行政区域を越えた広域的見地からの施策を、重点的かつ一体的に実施していくことが効果的であると考えられる。

④財政状況の悪化への対応の必要性

景気の低迷が長期に及び、国、地方とも財政状況は極めて厳しい状況にある。その中で、三原郡4町においては、淡路島全体の中では財政状況は優れているものの、財源の多くは、地方交付税や、国・県の支出金、地方債などに依存しており、財政力は合併後の都市規模が同程度の類似都市と比較してもやや弱い状況にある。国は交付税制度など、地方財政制度の見直しを検討し始めており、安定した自主財源の確保と効率的な行財政運営による、財政基盤の強化が急務となっている。

<財政指標による比較>

	実質収支 比率%	起債制限 比率%	財政力指数	経常収支 比率%
三原郡計	4.1	9.3	0.50	76.8
小都市平均	3.7	11.0	0.61	84.3
淡路島計	2.1	11.4	0.43	80.1
類似団体平均	3.2	10.7	0.86	84.9

※平成11年度普通会計の決算統計により分析した。

※小都市とは、平成12年3月31日現在の行政区域における平成7年国勢調査人口5万人未満の都市を指す。類似団体は（徳島県阿南市）を採用した。

⑤総合的なまちづくり

これからの地方自治は、いかにして財源と人材を確保し、それを自由に活用できる権限によって、総合的なまちづくりを行っていかれるかが鍵となる。それは、地方自治そのものを改革していくことであり、合併はそのような地方自治改革の大きな契機となるものである。

地方自治改革の成功のためには、三原郡の各地域の特色ある魅力を高め、一体となって元気のある産業育成、生活環境の充実を図るなど、人口の流出抑制と定住促進に資する総合的な施策展開を図っていく必要がある。

(2) 計画策定方針

①計画の趣旨

本計画は、緑町、西淡町、三原町、南淡町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づいて策定されるものであり、この計画を実現することにより、4町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものである。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新市において作成する基本構想、基本計画、実施計画などに委ねるものとする。

②計画の構成

本計画は新市を建設していくための基本方針と、それを実現するための主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成する。

③計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、合併後、概ね10年程度の期間について定めるものとする。

④その他

新市の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。

公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとする。

財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。

2. 三原郡 4 町の特徴と合併の効果

(1) 三原郡の位置と地勢・歴史

①位置と地勢

三原郡 4 町は、南北に長い地形の淡路島の南部に位置する面積229.14km²の地域であり、兵庫県域の約2.7%を占めている。

南部、西部はそれぞれ播磨灘、紀伊水道に面し、北部の先山山地、南東部の諭鶴羽山地、西の南辺寺山地に囲まれて中央部に三原平野が広がっており、三原川が播磨灘へとそそいでいる。また、南淡町の灘漁港沖合 4 kmには、人口700人ほどの離島である沼島を有している。

神戸市から60km圏、大阪市から80km圏にあって、郡の中央を走る神戸淡路鳴門自動車道により、明石海峡大橋を経て、神戸へ50分、大阪へ90分、大鳴門橋を経て徳島へ40分の時間距離にある。特に、四国地域から見れば、三原郡は淡路島、および近畿の玄関口に位置することとなる。郡内では、国道28号や主要地方道として、福良江井岩屋線、津名五色三原線、洲本南淡線、南淡西淡線が主な幹線道路を形成しており、洲本市、津名郡といった淡路島内他地域とを結んでいる。また、三原郡4町は、三原平野を中心に半径10kmの円内に納まるコンパクトな生活圏を形成していることから、各町がそれぞれ概ね15分程度で結ばれている。

②歴史

三原郡 4 町地域は、縄文時代より人々の営みが続いており、古事記や日本書紀に記された国生み神話で知られるおのころ島神社、淡路の政治・経済・文化の中心地としての歴史を物語る淡路国府跡をはじめ、南北朝時代から戦国時代にかけての史跡や、伝統的な祭や神話・伝説などが多数残されている。江戸時代には、淡路国全体が阿波藩蜂須賀氏の領地となったが、明治に入ると廃藩置県で淡路は兵庫県と徳島県に二分され、明治 4 年 1 1 月には全島が名東県（徳島県が改称）に、ついで明治 9 年に兵庫県に編入された。

明治 2 2 年の市町村制施行により、三原郡内に数多くの村が生まれた。緑町は、昭和 3 2 年 7 月に広田村（洲本市に一部編入）、倭文村（昭和 3 2 年 6 月に三原町に一部編入）の 2 ヶ村の合併により緑村となり、昭和 3 5 年 4 月の町制施行により発足し、現在に至っている。

西淡町は、昭和 3 2 年 7 月松帆村、湊町、津井村、阿那賀村、伊加利村、志知村（昭和 3 2 年 10 月三原町に一部編入）の 6 ヶ町村の合併により発足し、現在に至っている。

三原町は、昭和 3 0 年 4 月榎列村、八木村、市村、神代村の 4 ヶ村の合併により発足し、その後昭和 3 2 年 6 月に倭文村の一部、昭和 3 2 年 10 月に志

知村の一部を編入し現在に至っている。

南淡町は、昭和30年4月に賀集村、北阿万村、阿万町、灘村の4ヵ町村の合併により発足し、同月に南淡町、福良町、沼島村との合併により現在に至っている。

大正14年には洲本～福良間に鉄道が開設され、昭和23年には電化されるなど島民の足として活躍したが、自動車の普及や国道28号の舗装完成を受け、昭和41年9月に全線廃止された。その後、昭和60年には大鳴門橋が、平成10年には明石海峡大橋が開通し、神戸淡路鳴門自動車道の全通によって、広域的な交通アクセスが飛躍的に向上してきている。

(2) 人口・産業構造

①人口

平成12年の国勢調査によると4町の総人口は54,979人で、平成7年に比べ約3.0%減少しており、この減少傾向は、昭和25年以降ずっと続いている。

年齢階層別に見ると、年少人口（15歳未満）が15.0%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が60.8%、老年人口（65歳以上）が24.2%であり、兵庫県平均（順に15.0%、68.0%、16.9%）と比較すると、高齢化がかなり早いペースで進行している。

世帯数は、平成12年4町合計で17,140世帯となっており、核家族化の影響から、昭和60年以降は増加傾向を維持している。

<年齢3区分別 人口・世帯数の推移（国勢調査）>

単位：人、世帯

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	57,744	57,690	57,526	56,664	54,979
年少人口 (0～14歳)	12,372	11,883	10,557	9,374	8,249
	21.4%	20.6%	18.4%	16.5%	15.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	36,770	36,424	36,452	35,254	33,433
	63.7%	63.1%	63.4%	62.2%	60.8%
老年人口 (65歳以上)	8,602	9,383	10,517	12,036	13,297
	14.9%	16.2%	18.3%	21.2%	24.2%
世帯数	15,544	15,490	16,017	16,716	17,140
一世帯当り 人員	3.71	3.72	3.59	3.39	3.21

(注) %は総人口に占める割合で、四捨五入により算出しており、数字の合計は必ずしも100%にならない。

< 4 町別 年齢 3 区分別人口・世帯数の推移（国勢調査） >

■緑町

単位：人、世帯

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	5,509	5,557	5,607	5,988	6,154
年少人口 (0~14歳)	1,276 23.2%	1,238 22.3%	1,054 18.8%	1,020 17.0%	1,066 17.3%
生産年齢人口 (15~64歳)	3,470 63.0%	3,471 62.5%	3,587 64.0%	3,796 63.4%	3,799 61.7%
老年人口 (65歳以上)	763 13.9%	848 15.3%	966 17.2%	1,172 19.6%	1,289 20.9%
世帯数	1,397	1,436	1,521	1,820	1,962
一世帯当り人員	3.94	3.87	3.69	3.29	3.14

■西淡町

単位：人、世帯

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	13,998	14,007	13,789	13,248	12,519
年少人口 (0~14歳)	3,077 22.0%	2,939 21.0%	2,572 18.7%	2,159 16.3%	1,793 14.3%
生産年齢人口 (15~64歳)	8,908 63.6%	8,857 63.2%	8,775 63.6%	8,299 62.6%	7,716 61.6%
老年人口 (65歳以上)	2,013 14.4%	2,211 15.8%	2,442 17.7%	2,790 21.1%	3,010 24.0%
世帯数	3,576	3,588	3,668	3,677	3,740
一世帯当り人員	3.91	3.90	3.76	3.60	3.35

■三原町

単位：人、世帯

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	16,004	16,529	16,847	16,854	16,602
年少人口 (0~14歳)	3,454 21.6%	3,501 21.2%	3,228 19.2%	2,993 17.8%	2,563 15.4%
生産年齢人口 (15~64歳)	10,258 64.1%	10,482 63.4%	10,644 63.2%	10,471 62.1%	10,109 60.9%
老年人口 (65歳以上)	2,292 14.3%	2,546 15.4%	2,975 17.7%	3,390 20.1%	3,930 23.7%
世帯数	4,148	4,263	4,448	4,705	4,895
一世帯当り人員	3.86	3.88	3.79	3.58	3.39

■南淡町

単位：人、世帯

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	22,233	21,597	21,283	20,574	19,704
年少人口 (0~14歳)	4,565 20.5%	4,205 19.5%	3,703 17.4%	3,202 15.6%	2,827 14.3%
生産年齢人口 (15~64歳)	14,134 63.6%	13,614 63.0%	13,446 63.2%	12,688 61.7%	11,809 59.9%
老年人口 (65歳以上)	3,534 15.9%	3,778 17.5%	4,134 19.4%	4,684 22.8%	5,068 25.7%
世帯数	6,423	6,203	6,380	6,514	6,543
一世帯当り人員	3.46	3.48	3.34	3.16	3.01

(注) %は総人口に占める割合で、四捨五入により算出しており、数字の合計は必ずしも100%にならない。

②産業

■産業構造

平成12年度における産業別就業者数の割合を見ると、第1次産業が26.2%、第2次産業が28.6%、第3次産業が45.1%となっており、兵庫県全体（順に2.5%、30.4%、65.3%）はもとより、淡路全体（順に20.1%、27.7%、51.9%）と比較しても第1次産業の割合が際立って高い。本地域での第1次産業としては、4町全域での農業と西淡町、南淡町の漁業が挙げられるが、その中でも農業は兵庫県を代表する基幹産業となっている。

（注）就業者には「分類不能」が含まれるため、産業別割合の合計は必ずしも100%にならない

■農林漁業

水稲やタマネギ、レタス、ハクサイなどの多毛作や、質の良い牛肉や牛乳で全国的にも有名な当地域の農業や酪農は、高度な営農技術と計画的な生産基盤の整備に支えられており、農家一戸当りの生産農業所得（平成12年度）は、兵庫県下において、三原町・南淡町・西淡町・緑町が1位から4位までを順に占めている。

しかし、近年の農作物をめぐる規制の緩和や産業構造の変化など、農業を取り巻く環境変化は、本地域にも例外なく押し寄せてきており、従事者の高齢化、就業人口の減少、後継者の不足、遊休・荒廃農地の増加などが問題となってきた。

漁業については、播磨灘、鳴門海峡を中心とした漁船漁業によって、タイやヒラメ、ハモをはじめとする高級魚やイワシ、アジ、サバなどが、海面養殖漁業によってタイやヒラメ、ハマチ、フグ、ノリ、ワカメなどが水揚げされている。しかし近年は担い手の高齢化、資源の減少に加え、輸入の急増などにより、漁獲量、漁業者ともに減少してきている。

林業については、しいたけなどの生産が行われているものの、生産規模はさほど小さくなく、治山や国土、環境保全の観点から、森林の保全と育成が行われてきている。

■工業

三原郡4町の製造品出荷額（平成12年で9,728,189万円）は、平成9年（10,762,633万円）をピークに減少傾向にあるが、町別に見ると、南淡町を除く3町が平成7年をピークに減少に転じている一方で、南淡町については電気機械器具製造額の伸びから平成9年以降横ばいから増加傾向にある。

本地域の地場産業としては、西淡町、南淡町を中心に江戸時代よりその技術が受け継がれている淡路瓦の製造があり、日本三大瓦産地として知られているが、近年建物の洋風化や阪神・淡路大震災による瓦離れなどの影響を受け、厳しい状況を迎えている。

平成8年には三原町に企業団地「サンランド」が造成され、また緑町においても緑町企業団地及び国道28号沿道を工業地と位置付けており、広域的な交通利便性を生かした積極的な企業誘致が進められている。

■商業

幹線道路沿道への大型店や共同店舗の充実によって、本地域における日常的な買い物の利便性はある程度満足されている。特に、洲本インターチェンジを中心とする緑町と洲本市境一帯は、島内有数の商業集積を見せている。

その一方で、各地区の商店街など、小規模小売店においては高齢化や後継者不足、店舗の魅力不足といった原因から、活力の低下、店舗数の減少が生じている。

■観光業

本地域には、海、山両方の自然や農業資源、さらには歴史・文化資源とともに、広域的な交通利便性を活かした観光・レクリエーション施設が多数立地しており、淡路の他地域を含めた観光ツアーなど淡路島全島レベルでの観光客の誘致の取り組みが行われてきている。

本地域の主要観光地利用者推計人員は、平成7～9年度にかけて200万人台であったものが、明石海峡大橋の開通によって、平成10年度に一気に600万人弱にまで達した。しかしその後は減少し、平成12年度の観光地利用者推計人員は300万人弱となっている。

<産業別就業者数の推移（国勢調査）>

単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就業者総数	31,740	31,533	31,957	32,387	31,311
第1次産業	11,184	10,548	9,809	9,187	8,207
	35.2%	33.5%	30.7%	28.4%	26.2%
第2次産業	8,775	8,555	8,835	9,298	8,966
	27.6%	27.1%	27.6%	28.7%	28.6%
第3次産業	11,767	12,412	13,293	13,871	14,125
	37.1%	39.4%	41.6%	42.8%	45.1%
分類不能	14	18	20	31	13
	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%

(注) %は就業者総数に占める割合で、四捨五入により算出しており、数字の合計は必ずしも100%にならない。

<農業粗生産額及び生産農業所得（平成12年度）>

	総農家数	農業粗生産額 (百万円)	生産農業所得 (百万円)	農家一戸当たり生産 農業所得(千円)
兵庫県全体	114,523	167,601	55,698	486
淡路地域	12,058	37,271	12,701	1,053
三原郡全体	5,126	22,569	8,149	1,590
緑町	628	2,228	697	1,110
西淡町	1,015	3,907	1,356	1,336
三原町	1,983	10,084	3,759	1,896
南淡町	1,500	6,350	2,337	1,558

資料：世界農林業センサス、生産農業所得統計

<主要観光地利用者数>

単位：千人

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
兵庫県全体	88,882	104,549	106,423	127,129	122,648	123,778
淡路地域	6,009	7,029	7,233	22,975	15,027	19,310
三原郡全体	2,153	2,498	2,549	5,945	4,033	2,941
緑町	217	236	268	305	287	290
西淡町	587	668	612	1,413	1,065	915
三原町	519	694	694	2,097	1,310	703
南淡町	830	900	975	2,130	1,371	1,033

資料：観光客動態調査

< 4 町別 産業別就業者数の推移（国勢調査） >

■緑町

単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就業者総数	3,077	3,004	3,164	3,384	3,386
第1次産業	1,114	973	967	834	721
	36.2%	32.4%	30.6%	24.6%	21.3%
第2次産業	863	870	910	1,081	1,116
	28.0%	29.0%	28.8%	31.9%	33.0%
第3次産業	1,099	1,160	1,281	1,469	1,549
	35.7%	38.6%	40.5%	43.4%	45.7%
分類不能	1	1	6	0	0
	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%

■西淡町

単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就業者総数	7,357	7,546	7,443	7,433	7,103
第1次産業	1,898	1,999	1,801	1,676	1,480
	25.8%	26.5%	24.2%	22.5%	20.8%
第2次産業	2,609	2,516	2,603	2,611	2,487
	35.5%	33.3%	35.0%	35.1%	35.0%
第3次産業	2,846	3,026	3,032	3,135	3,134
	38.7%	40.1%	40.7%	42.2%	44.1%
分類不能	4	5	7	11	2
	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%

■三原町

単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就業者総数	9,237	9,368	9,730	9,966	9,849
第1次産業	4,217	3,912	3,710	3,536	3,245
	45.7%	41.8%	38.1%	35.5%	32.9%
第2次産業	1,669	1,753	1,918	2,044	2,141
	18.1%	18.7%	19.7%	20.5%	21.7%
第3次産業	3,348	3,691	4,096	4,370	4,463
	36.2%	39.4%	42.1%	43.8%	45.3%
分類不能	3	12	6	16	0.0%
	0.0%	0.1%	0.1%	0.2	0.0%

■南淡町

単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就業者総数	12,069	11,615	11,620	11,604	10,973
第1次産業	3,955	3,664	3,331	3,141	2,761
	32.8%	31.5%	28.7%	27.1%	25.2%
第2次産業	3,634	3,416	3,404	3,562	3,222
	30.1%	29.4%	29.3%	30.7%	29.4%
第3次産業	4,474	4,535	4,884	4,897	4,979
	37.1%	39.0%	42.0%	42.2%	45.4%
分類不能	6	0	1	4	11
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%

(注) %は就業者総数に占める割合で、四捨五入により算出しており、数字の合計は必ずしも100%にならない。

(3) 土地利用及び生活基盤

①土地利用

三原郡4町地域の課税対象となる土地の地目別利用状況を見ると、約48%が農地、約39%が山林、そして約10%が宅地となっており、農地の占める割合が非常に高いものの、近年は宅地の面積が増加する傾向にあり、都市的土地利用への転換が徐々に進行してきている。

4町の市街地は、三原平野を中心に比較的近接して位置しており、各市街地を包み込むように、農用地が広がっている。農用地は生産基盤としての保全・活用とともに、環境・景観資源としても保全していくことが求められているが、その一方で、大半の市街地において計画的な整備方針が定められていないため、秩序ある都市的土地利用がなされていない状況が見受けられる。

また、4町の市街地を連絡する国道、主要地方道、一般県道など幹線道路についても、歩道未整備区間や未改良区間を有しており、計画的な整備・改良が求められている。

②生活基盤

■公共交通施設

公共交通については、神戸淡路鳴門自動車道を走る高速バスと、それ以外の路線バスがある。高速バスは地域内に緑PA、榎列、志知、陸の港西淡、淡路島南IC、福良の各停留所を有し、本地域と京阪神地域や四国地域を結んでいる。また路線バス（縦貫線・都志線・長田線など）は、利用者は年々減少しているものの、通勤・通学をはじめ、買い物、通院などにおける重要な交通手段となっている。洲本発着の路線については、1時間に1便程度の便数を有しているが、4町の市街地間を直接結ぶ路線については、1日数便程度と非常に少ないのが現状である。

■生活環境施設

下水道については、4町ともに特定環境保全公共下水道事業及び、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽事業などが実施されているが、全地域への整備には至っておらず、それぞれの地域特性に応じた手法による計画的な整備が進められている。

豊かな自然に囲まれた本地域は、自然環境の保全に関する住民意識が非常に高く、ゴミの減量化や分別回収をはじめ、住民の自主的なリサイクル活動なども活発化してきている。今後は、資源循環型社会の構築に向け、処理施設の適切な維持・管理とともに、さらなる住民への普及活動と官民一体となった環境美化・保全活動の実践が求められている。

■教育・文化関連施設

地域を代表する教育・文化関連施設としては、緑町のサンライズ淡路、西淡町の滝川記念美術館、三原町の淡路人形浄瑠璃資料館、西淡町・南淡町の大鳴門橋記念館などが挙げられ、これに三原町、南淡町の町立図書館、各町中央公民館（町民センター）、各地区の公民館などを加えると、施設数的にはかなり充実していると言える。

また、各施設においては、これまでも趣味や芸能に関する学習プログラムなどが実施されており、今後は、少子・高齢化や情報化、国際化といった社会情勢の中で、さらに多様化、高度化する住民の学習ニーズや交流の場の提供にに応じていくことが求められている。

■医療・保健・福祉施設

医療施設としては、4町地域内に5ヶ所の病院、55ヶ所の診療所を有しており、緑町に隣接する洲本市には、淡路島内の基幹病院である県立淡路病院が立地している。

初期救急医療体制は、休日夜間急患センターとして、三原郡の休日診療所において対応しているが、2次救急医療体制及び3次救急医療体制の救急センターは県立淡路病院のみ指定されている状況にある。三原郡内の上記5つの病院では、病院郡輪番制の導入によって時間外診療の充実も進められてきているものの、住民は救急・休日・夜間医療のさらなる充実を強く要望している状況にある。

また、各町では保健センターなどを拠点に、町ぐるみ健診や各種検診の実施、住民への健康指導・相談事業などを展開し、赤ちゃんからお年寄りまでのすべての年齢層の健康づくりを支える多様な施策を実施してきている。また町による地域差はあるものの、個人単位での健康管理を行うためのデータバンクシステムの導入など、健康日本21計画に基づく総合的な健康管理の実現に向けた取り組みが必要である。

次に、福祉施設としては、児童福祉施設として緑町で保育所2箇所、三原町で保育所6箇所、西淡町で保育所2箇所（全て民間）、幼稚園6箇所、南淡町で保育所7箇所（うち2箇所は民間）、幼稚園1箇所（民間）を有しており、子育てと仕事の両立を目指した多様な保育サービスが行われてきている。

さらに、障害者福祉施設としては、知的障害者及び精神障害者のための三原郡小規模作業所「きらら」が設置されているほか、広域的な拠点施設として身体障害者療護施設やデイサービスセンターが整備され、障害者の福祉サービスの充実や自立への取り組みが行なわれているが、更に障害者の社会活動への参加を促進するため、バリアフリーのまちづくりなどの総合的施策の推進が求められている。

また、高齢者福祉施設としては、三原郡広域事務組合が運営する三原郡養護老人ホーム「さくら苑」や各町に設置されている特別養護老人ホームを始

め、老人福祉センターや在宅介護支援センターなどが整備されており、また各種保健福祉サービスの充実に取り組んできている。

三原郡の高齢化は県や全国平均と比較してもかなりの速いペースで進んでいることに加え、核家族化の進行、女性の社会進出といった社会的潮流を鑑みると、高齢者福祉については、質、量ともにさらなるサービスや施設内容の充実が求められている。

(4) 上位計画に見る4町地域のまちづくりの方向性

上位計画において4町地域におけるまちづくりの方向性を見ると、いずれの計画においても、自然環境や地球と人との共生といった視点が明確に見て取れ、自然環境との関係を重視した住みよい環境づくりを目指すという方向性は地域の共通ビジョンであるといえる。

また、住民自らが地域の個性や特色を再認識し、協働によってそれらを活かしていくまちづくりによって、内部から地域の発展を促し、4町らしさを発信していく地域づくりが求められている。

<上位計画に見る4町地域のまちづくりの方向性>

	地域ビジョン・理念・地域づくりの柱
兵庫県淡路地域ビジョン	<p>(地域ビジョン)</p> <p>人と自然の豊かな調和をめざす環境立島「公園島淡路」</p> <p>(淡路島づくりの理念)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人と環境の関わりについての新たな選択 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然と人の営みが調和する循環型社会のモデル地域 ○ 内発的発展と独自の尺度づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会固有の経済力や文化を活かした内発的発展を基礎とした地域づくり ○ 淡路のもてるもの、仕組みの読み替え <ul style="list-style-type: none"> ・ 淡路の良さの再認識による、都市とは違う暮らしの形や産業の確立 <p>(実践目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 花いっぱい美しい島 ○ 文化が広がる島 ○ 人をはぐくむ島 ○ 魅力ある産業を興す島 ○ 安全で安心な島 ○ 心あふれる交流の島
第4次緑町総合計画	<p>(まちづくりの基本理念)</p> <p>グリーン・タウン光と水と緑のまち</p> <p>(施策の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光と水と緑の環境を創造する"いこいのまちづくり" ○ 安心の暮らしを実現する"やすらぎのまちづくり" ○ 暮らしに安定感を与える"なりわいのまちづくり" ○ まちにうるおいを生む"ゆとりのまちづくり" ○ 交流を育む"にぎわいのまちづくり"

<p>第4次西淡町 総合計画</p>	<p>(まちづくりの将来像) 住んでよかった 住んでみたい町 西淡</p> <p>(基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新時代に対応したまちづくり ○ 長期的な視点に立ったまちづくり ○ 住民主役のまちづくり ○ 効果的・効率的な行財政のまちづくり <p>(施策の柱)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住んでみたい自然のまち ○ 住んでみたい健康のまち ○ 住んでみたい快適のまち ○ 住んでみたい活力のまち ○ 住んでみたい文化のまち ○ 住んでみたい便利のまち ○ 住んでみたい協働のまち
<p>第4次三原町 総合計画</p>	<p>(まちづくりの将来像) 雄途三原・恵みの大地と生命輝くやさしいまち —みんなでつくるみらいのみはら新世紀プラン—</p> <p>(三原づくりの視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「人と自然」を重視したやさしいまちづくり ○ 「三原らしさ」を創造・発信する誇れるまちづくり ○ 「心」をあわせる町民との協働によるまちづくり <p>(将来像実現のための基本目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環…地球にやさしい快適環境のまちづくり ○ 健…人にやさしい健康福祉のまちづくり ○ 創…心豊かで創造性あふれる生涯学習・文化のまちづくり ○ 活…豊かで活力に満ちた産業のまちづくり ○ 躍…新たな出会いと飛躍を支える都市基盤づくり ○ 共…共に生き共に築く協働のまちづくり
<p>21世紀総合 計画 町勢振興計画 IV (南淡町)</p>	<p>(まちづくりの将来像) —ひとつもまちも美しい— こころ豊かな 青春のまち <南淡></p> <p>(施策の柱)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活力とうるおいのまちづくり (生活の向上と産業の振興) ○ やすらぎのまちづくり (保健・医療・福祉の充実) ○ ふれあいをはぐくむまちづくり (教育と文化・スポーツの振興) ○ 安心とくつろぎのまちづくり (生活基盤・環境の整備拡充) ○ 認め合うまちづくり (共に生きる社会の構築) ○ とともに歩むまちづくり (地方分権社会の実現)

(5) 新しいまちづくりに向けた課題と合併の効果

①三原郡4町地域の特色のまとめ

■速いペースで進行する高齢化

- ・昭和25年以降減少を続ける総人口
- ・県平均に比較し、かなり速いペースで高齢化が進行

■山地や水辺、農地を含めた多彩な自然資源が集約された地域

- ・海・山の多彩な自然資源と、中央部に広がる平野部を有する地域
- ・全国有数の農用地と田園景観
- ・自然を活かした多くの観光・レクリエーション施設
- ・住民による自主的な環境保全活動

■地域の特性を活かした特徴的な産業を展開

- ・多毛作や質の良い牛肉、牛乳の生産地として全国的に有名な農業・酪農
- ・播磨灘や鳴門海峡などから水揚げされる新鮮な魚介類
- ・江戸時代からの歴史を有する淡路瓦の技術
- ・広域的交通利便性を活かした企業の誘致

■古くからの史跡や、地域の人の心意気をしのぼせる伝統芸能

- ・国生み伝説に代表される豊富な史跡
- ・国の重要無形民俗文化財に指定されている淡路人形浄瑠璃

■比較的充実した公共施設と計画的な市街地整備の遅れ

- ・充実した教育文化関連施設と特色ある生涯学習プログラム
- ・秩序ある土地利用や計画的な都市的土地利用への更新の遅れ
- ・整備水準（歩道・自転車道）が低く、幹線道路と生活道路の機能分担が不明確

■広域的な交通体系充実の可能性を有した、広域交流の拠点地区

- ・神戸淡路鳴門自動車道による京阪神、四国地域との交流拠点（淡路島の南の玄関口）
- ・紀淡海峡連絡道路など将来的な広域交通網の可能性



■新しいまちづくりに向けた主要課題

- 自然環境と調和した計画的な土地利用による定住魅力の強化
- 雇用を創出する地域産業の新たな展開
- 地域の連携・交流に資する都市基盤の整備促進
- 地域の特色を活かした新しい都市づくり

②新しいまちづくりに向けた主要課題と合併の効果

■自然環境と調和した計画的な土地利用による定住魅力の強化

4町は、総人口が減少傾向にあるとともに、高齢化が急速に進行している。地域の活力を維持・向上させるためには、住宅の整備など、定住魅力の強化を図り、適正な人口バランスの維持、人口の流出抑制を図る必要がある。その際、本地域の特色である豊かな自然環境を破壊することなく、秩序ある土地利用の計画を定め、自然との共生を図りながら市街地整備を進めていくことが必要となる。

4町が合併した場合、本地域は、三原平野を中心に山地に囲まれたコンパクトな都市規模となるとともに、名勝慶野松原を有する海岸線、肥沃な三原平野、諭鶴羽山系、沼島など、多様な自然を活かした計画的な住環境づくりの面から見た効果は大きいと考えられる。

■雇用を創出する地域産業の新たな展開

地域分権社会において、自立性の高い都市づくりを行うためには、住民の雇用の場を創出し、職住近接・職住一致が可能な環境づくりが期待される。そのためには、農畜産物のブランド化、流通経路の拡大など第1次産業の振興や企業誘致に加え、観光、体験・交流という視点から1次、2次、3次産業の多様な組み合わせによる新たな地域産業の開発や、自然環境から展開される環境ビジネス、さらには各地区の商店街におけるコミュニティビジネスなど、新しい雇用の場を官民協働で創出していく必要がある。

4町が合併した場合、新たな地域産業を創出していく上で活かせる資源の幅がこれまで以上に広がることとなる。特に、自立性の高い都市づくりにおいては、地産地消といった地域レベルでの経済循環の創出が重要となり、地域産業の多様な組み合わせを検討していく上で、4町の合併は有効であると考えられる。

■地域の連携・交流に資する都市基盤の整備促進

4町の市街地間を結ぶ道路網の整備水準は十分とは言えず、現状では地域内外の移動のための路線、手段は非常に限られた状況にある。住民の行動圏域拡大や高齢化の進展といった状況の中で、それに対応した道路基盤及び公共交通手段の整備が必要である。

また、地域の連携・交流を促進する媒体が「情報」であり、住民どうしのコミュニケーションツールとして、地域情報を対外的に発信する手段として、また行政から住民へのきめ細かな情報提供を行う手段として、多様な情報ネットワークの構築をハード、ソフト両面から充実していく必要がある。

4町の合併は、道路面においては、地域間の整備の整合性を図り、必要な道路整備を優先的に実現していく上で効果が高く、また情報面においては、地域から発信できる情報源が多様なものとなることから効果が高いといえる。

■地域の特色を活かした新しい都市づくり

三原郡4町はそれぞれに充実した公共施設を有しており、また、自然資源や歴史・文化資源についても、それぞれに特色を有している。効率的な行財政運営を実施していくためには、各地区を画一的に整備していくのではなく、各地区ごとの特色を最大限に活かし、それぞれの持つ魅力を他の地区がこれまで以上に享受しやすくなる環境づくりを行っていく必要がある。

4町の合併によって、より広域的な視点から教育・文化、医療・福祉、生活環境などに係る公共的施設の適正配置とサービス展開が可能となるとともに、公共的施設の統合などが実施された場合、その跡地施設を活用することによって、最小の投資で地域のニーズに応じた新たなサービス提供を行うことも可能となる。

3. 新市建設の基本方針

(1) 新市建設の基本理念

①新市の将来像

〔設定の背景〕

新市建設計画策定に向けたアンケート調査結果をみると、合併後のまちづくりの方向性として、「医療・救急体制や防災体制の整った安心して暮らせるまち」「商工業の活性化や新産業の育成が行われ、雇用の機会が充実したまち」「環境を保全し、豊かな自然の中で落ち着いて暮らせるまち」「高齢者・障害者の生活や女性の社会参加などをささえる福祉体制の充実したまち」といった意見が多くなっている。また、地域への定住意向も非常に高いものがあり、地域内で働きながら、豊かな環境の中で、いつまでも暮らしつづけられるまちづくりが求められているといえる。

各町のまちづくりの将来像においては、水・緑など美しい自然と、豊かなところをもつ人との共生という視点が共通して見受けられるとともに、行政と住民との協働によって21世紀の明るいビジョンを描いていこうという方向性が見受けられる。

広域交通条件を活かした兵庫県南の玄関口となりうる地域であり、また平野部の周囲を山地部が取り巻く地形を有していることから、まとまりのよい市街地形成が可能である。

〔新市の将来像〕

「食」がはぐくむ ふれあい共生の都市^{まち}

－ 1人ひとりの笑顔がみえる 生涯現役の風土づくりをめざして－

〔新市の将来像の考え方〕

新市は、美しい水と緑の自然に囲まれ、豊かな自然そのものが、地域の産業や周辺地域との交流をはぐくんできた。地球規模での環境問題が重要視される中で、今後の住環境及び産業振興を考える時、そのような自然といかに調和を図りながら、地域の魅力と活力を創出していくかが課題となる。

新市の最大の特長ともいえる1次産業は、農水産物の生産による生業の場としてだけでなく、「食」を柱とした地域の安全・安心確保のため、他の産業との連携による雇用や交流創出のため、さらには多世代が共生するコミュニティ育成のためなど、広く食（職）づくり、人づくり、まちづくりの場として多様な活動に活かしていくことが望まれる。

特に、誰もが安全で安心して暮らしてつづけられる環境は、行政のみで形成していけるものではなく、住民の積極的な参画を得ながら、協働によってつくりあげていく必要があり、そのような取り組みが、各地域の課題に即した効果的な施策展開につながるものと考えられる。

このように考えるとき、新市においては、自然の保全と新たな魅力や活力を生み出すための営み、若者などの多様な価値観を持つ世代と伝統ある地域社会の住民、行政と住民などの「共生」をはぐくみながら、誰もが生涯現役でいつまでも暮らしてつづけられる都市づくりが必要である。また、まとまりのある生活圏域の中で、多世代が「スープの冷めない距離」で生活しながら、住民と来訪者の笑顔とふれあいを大切にす風土(food)づくりをめざすこととする。

以上より、新市の将来像を『「食」がはぐくむ ふれあい共生の都市^{まち} － 1人ひとりの笑顔がみえる 生涯現役の風土づくりをめざして－』と定め、新市建設の基本目標を次頁のように設定する。

②新市建設の基本目標

■コンパクトな生活圏域を活かした持続的発展可能な都市の実現

半径10km圏に収まる生活圏域を活かし、水と緑という豊かな自然資源に囲まれながら、健康で安心して生活しつづけられるコンパクトで持続的発展可能な都市づくりを目指す。

持続的発展可能なモデル都市を目指すためには、地域の既存ストックを活かしながら、各種都市機能を効果的に配置し、職住近接、職住一致型のライフスタイルが実現できる環境づくりが必要である。また、これからのまちづくりは、行政と住民が協働しながら、地域の問題や課題の解決に取り組んでいくことが重要であり、行政との対等性を有する多種・多様な住民組織の活動を育てていくことが必要である。本地域は現状でも非常に自治意識の高い地域であるが、特に若者層の流出を抑制し、地域の活力を維持するためには、福祉、環境、伝統・文化といったテーマに即したコミュニティを育成する土壌づくりを進めていくものとする。

■自然環境との共生による地域の産業活性化の実現

農業をはじめとする1次産業は、健全な生態系の循環によって成り立つ産業であり、これまで培われてきた地域の産業基盤を活かしながら、自ら自然を育て、守り、恵みをうけるという環境共生型の都市を目指す。また1次産業については、担い手の減少が進んでおり、新規参入者やU J I ターン就業者の受け入れを行うなど、担い手育成のための環境整備を進める。

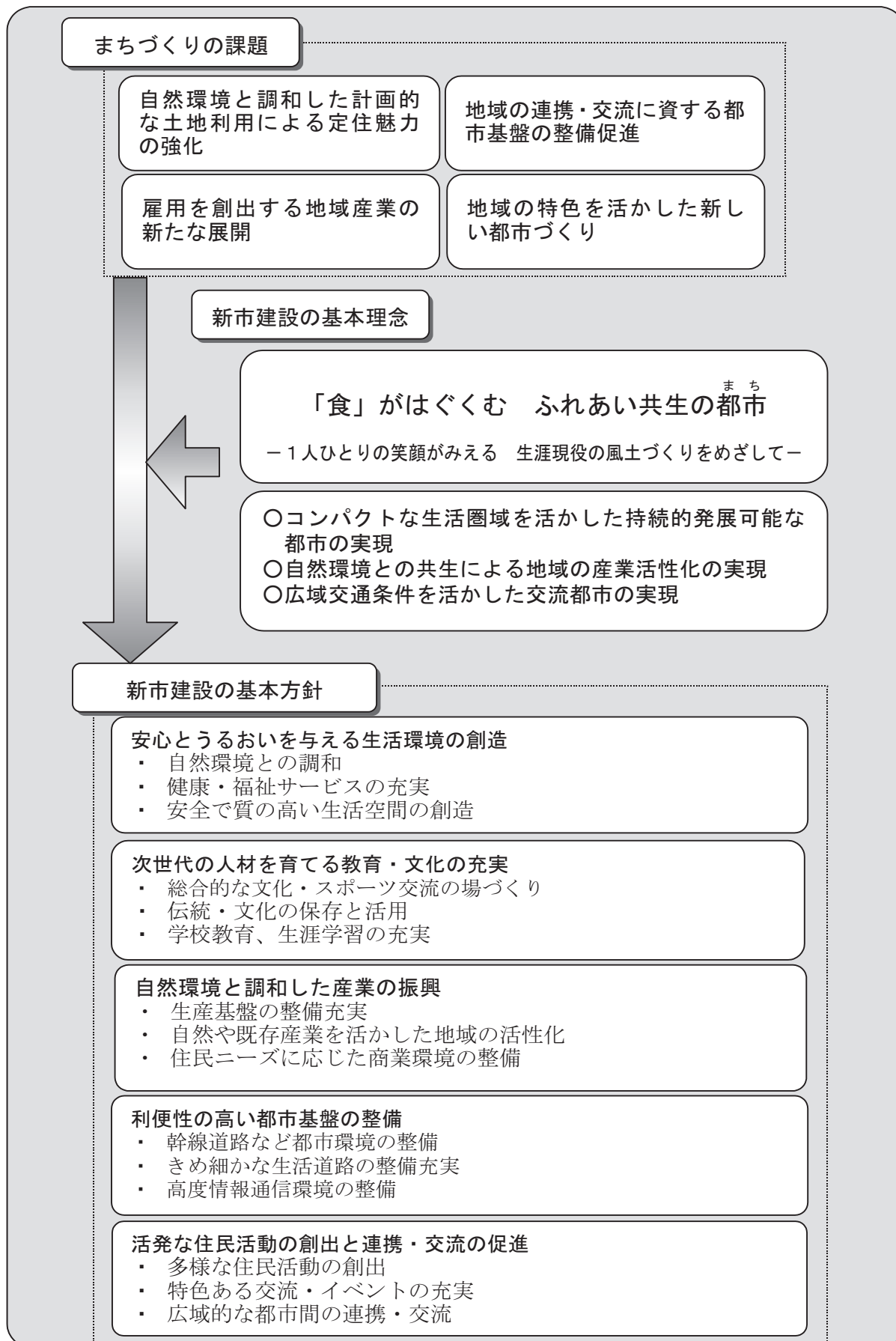
さらに、地域産業全体の活性化のためには、農業を柱とした新たな産業の創出が重要であり、地域産業の多様な組み合わせによる産業の開発を行っていく必要がある。特に環境・エネルギーの分野においては、環境関連産業として環境との共生に着目した新しい産業分野が近年注目されており、研究・開発に取り組んでいくものとする。

■広域交通条件を活かした交流都市の実現

美しい自然・景観資源や、多くの史跡、淡路人形浄瑠璃、淡路瓦といった歴史・伝統文化資源は、4町の合併によって単に数が増えるだけでなく、それぞれの地理的・時間的つながりが明確となり、観光ルートや物語として、対外的にもPRしやすい環境ができ、集客・交流効果が高まる可能性がある。

そこで、神戸淡路鳴門自動車道を含めた広域交通条件を十分に活かし、本地域を兵庫県の南の玄関口と位置付けるとともに、地域内を多様な交通手段できめ細かくネットワークさせていくことにより、阪神地域、四国地域をはじめとする広域圏との交流が活発な都市を目指す。

(2) 新市建設の基本方針



①安心とうるおいを与える生活環境の創造

<自然環境との調和>

住む人にうるおいとやすらぎを与え、訪れる人々に様々なレクリエーションやふれあいの場を提供する、豊かな自然との共生に十分配慮しながらその保全と活用を進めるものとする。

また、地球規模での環境問題に対する取り組みを、行政、住民、事業者などの協力のもと、地域の身近な生活の場で実践し、資源循環型社会の構築を目指す。

<健康・福祉サービスの充実>

総合病院、診療所の連携による新市内での総合的な医療サービスの提供や、福祉関連施設及び専門職員の効果的な配置による、きめ細かな福祉サービスの充実を図るとともに、高齢化が進む中で、個人単位での健康管理サービスの提供を図る。

また、温泉を活用した健康増進施設などの利用促進による、住民の健康づくり、リラクゼーション機会の充実を図る。

<安全で質の高い生活空間の創造>

地域の持つ個性、特色ある空間を受け継ぎながら、計画的に住宅の整備を行うとともに、下水道を始めとする生活インフラの整備促進、防災対策が確立された安心、安全な生活環境の創造を図る。

②次世代の人材を育てる教育・文化の充実

<総合的な文化・スポーツ交流の場づくり>

既存施設のネットワークによる有効利用を基本としながら、総合的な文化交流やスポーツ交流に対応できる施設の高度化、整備充実を図るとともに、施設の多様な利用プログラムの充実を併せて実施する。

<伝統・文化の保存と活用>

地域の特色ある伝統文化や産業を次世代に継承していく中で、住民がその魅力を体験学習しながら、郷土への誇りや愛着を育んでいける環境づくりを進めることによって、新たな地域産業や文化の担い手となる人材の育成を行う。

<学校教育、生涯学習の充実>

学校教育や生涯学習の充実に向けては、情報化や国際化といった社会動向に対応しながら、一人ひとりの豊かな個性や創造力を育てていく教育・学習環境づくりを、学校や家庭及び各地域が連携しながら進める。

③自然環境と調和した産業の振興

<生産基盤の整備充実>

農業、漁業などの1次産業については、生産基盤の充実と担い手の育成を図り、今後とも新市の基幹産業としての活力の維持向上に努める。

<自然や既存産業を活かした地域の活性化>

価値観の多様化や基幹産業の担い手の高齢化が進む中で、これまで同様1次産業、2次産業、3次産業といったくくりで個別に振興を考えるのではなく、地域の特色ある1次～3次産業を複合的に組み合わせ、新たな特産品の開発や新産業の育成を図っていくものとする。その中で、観光については、地域の自然や産業の魅力を活かした観光・レクリエーション施設の充実とネットワークによる効果的なPRに努めるとともに、広域的な交通条件を活かした交流人口の呼び込みを図る。

<住民ニーズに応じた商業環境の整備>

商業については、住民ニーズに応じて大型店と商店街の役割分担を図っていくこととし、特に商店街については、地域コミュニティに密着した生活支援、生活提案の場として、商業以外にも多様な機能導入による活性化を図っていくものとする。

④利便性の高い都市基盤の整備

<幹線道路など都市環境の整備>

三原平野を中心に、都市機能を計画的に配置するとともに、各地区へのアクセスを支える幹線道路から生活道路に到る道路体系を明確にし、それぞれの道路機能に相応しい整備を推進する。

<きめ細かな生活道路の整備充実>

神戸淡路鳴門自動車道や国道28号の要所を新市の玄関口として位置付けるとともに、公共交通の充実により、玄関口から各地区へのアクセスを強化する。

また、各地区内においては自転車や徒歩で用を済ますことの出来る環境づくりを行い、また観光客など来訪者についても、地域内を自転車で行動が可能となるような、コンパクトシティにふさわしい交通形態の確立を図る。

<高度情報通信環境の整備>

インターネットなどによる地域の高速LAN環境を整備することによって、行政、教育、福祉、医療、防災など様々な分野での行政情報の集約、住民への提供を行うことにより、行政サービスの向上はもとより、住民・民間レベルの多様な活動のネットワーク化を喚起・支援する。

⑤活発な住民活動の創出と連携・交流の促進

<多様な住民活動の創出>

少子高齢化といった社会潮流の中で、持続可能なまちづくりを考えると、今後は行政とともに、自治会、NPO・ボランティアなどの主体が、福祉、文化、まちづくりといった分野で、多様な活動を展開し連携していく、協働によるまちづくりを推進する。

<特色ある交流・イベントの充実>

4町が個別に開催してきたイベントや祭りの規模拡大や、新規イベント・祭りの開催、さらにはまちづくりに関するシンポジウム・セミナーなど、新市住民の一体化、地域間住民の融合に資する交流事業の定期開催を行っていくものとする。

<広域的な都市間の連携・交流>

神戸淡路鳴門自動車道、国道28号などの幹線軸を有するとともに、関西国際空港とのアクセスをにらんだ、紀淡海峡連絡道路など、広域交通網構築の可能性を有する中で、産業、観光、教育・文化、行政など多様な分野で、官民両方での広域圏との連携を図り、新市を含めた淡路全体の振興に寄与していく。

(3) 新市の都市構造

①地域整備の方向性

健康・文化ふれあいファーム

まとまった平野部を有するゾーンであり、都市的土地利用と農業環境との調和を保った暮らしやすい地域づくりによって、心身ともに健康で新たな地域文化を創造していける「人」づくりのファームとして位置付ける。

安全・安心「食」のファーム

農業や酪農を柱とした産業活動を展開するゾーンであり、住民や京阪神地域に安全で安心な食材を提供するとともに、他のゾーンと連携しながら、新たな地域産業・雇用を創造していく「食（職）」づくりのファームとして位置付ける。

交流にぎわいゾーン

新市の東の玄関口となるゾーンであり、国道沿道という良好な交通条件を活かした商業系、娯楽系施設の立地を促進し、地域住民と来訪者との交流、にぎわいを形成するゾーンづくりを進める。

観光もてなしゾーン

四国地域に対する玄関口となるゾーンであり、観光客の滞留を促す環境を充実するとともに、うず潮や漁業を中心とする地場産業を活かした観光振興を行い、もてなしのゾーンづくりを進める。

親水やすらぎゾーン

慶野松原に代表される海岸景勝地を有するゾーンであり、多様な海洋レクリエーションの場づくりとともに、広く保養・リラクゼーションの場として、住民、観光客にやすらぎを提供するゾーンづくりを進める。

自然環境保全ゾーン

平地部をとり囲む、豊かな水と緑を有するゾーンであり、自然環境そのものの保全はもとより、内部に暮らす人々の豊かな営みを保全・持続していく上でも、当ゾーンの保全を進める。

②軸整備の方向性

親水ふれあい交流軸

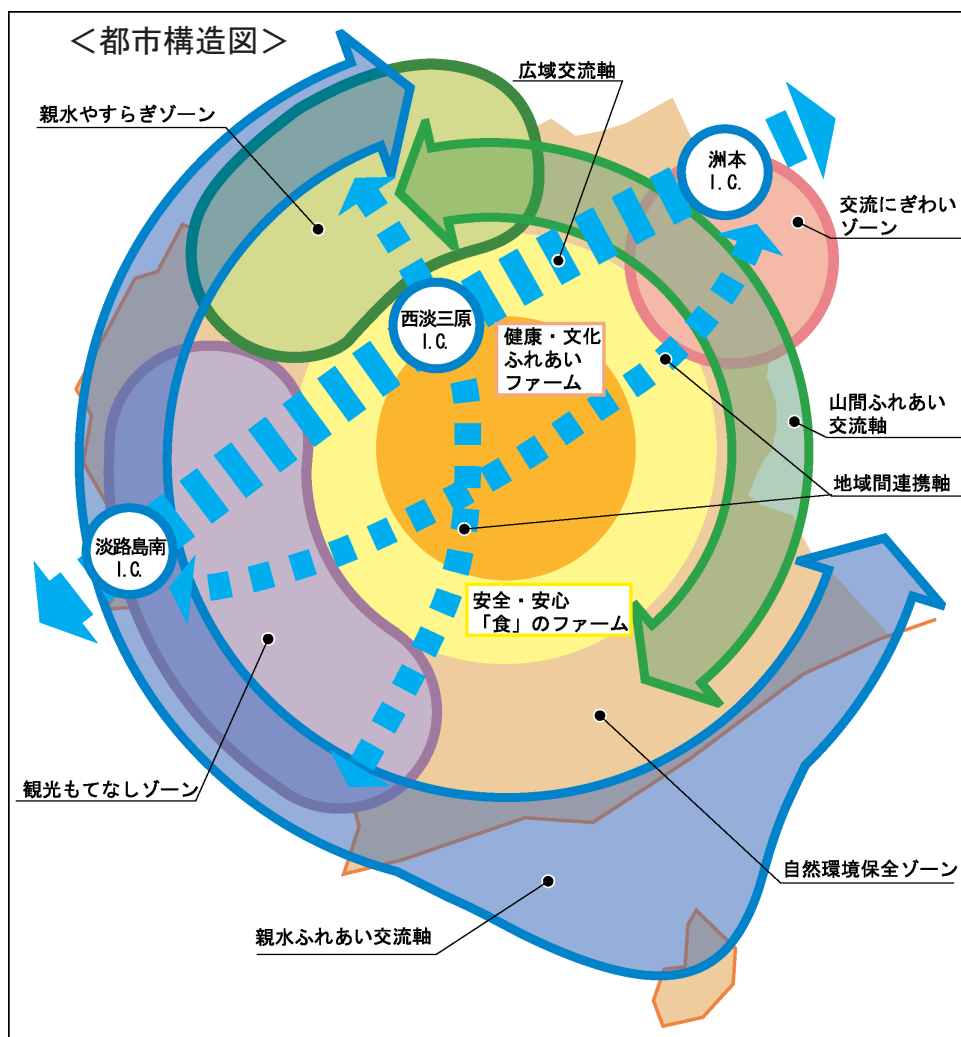
国立公園慶野松原や鳴門岬、沼島、その他海水浴場などのアウトドア型レクリエーション施設を連携させ、親水ふれあい交流軸として、地域住民、観光客の自然とのふれあいの場を充実する。

山間ふれあい交流軸

諭鶴羽山や感応寺山といった山地や、淡路ファームパーク、サンライズ淡路などの自然や農業とふれあうレクリエーション施設を連携させ、山間ふれあい交流軸として、親水交流軸とも連携しながら自然とのふれあいや交流機能を充実する。

広域交流軸／地域間連携軸

神戸淡路鳴門自動車道を広域交流軸、国道28号及び主要地方道沿道など、市街地の連たんの動線を地域間連携軸と位置付け、広域交流軸上の玄関口（I.C.）と各ゾーン間の有機的なネットワークを形成する。



(4) 主要指標の見通し

① 目標年次

- ・主要指標推計の目標年次は、合併後概ね10年後（平成27年）とする。

② 総人口・世帯数見通し

■ 総人口

- ・兵庫県による平成2年～7年の国勢調査をベースとしたコーホート要因法による人口推計によると、三原郡4町全体の人口は、平成22年には54,427人、平成32年には51,861人になると予測されており、この両者の数値より平成27年には約53,000人程度になることが見込まれている。
- ・各町の上位計画において、平成20～22年における将来人口は次項に示すように見込まれており、4町合計では概ね58,000人となることから、兵庫県の予測値と比較すると、約3,600人程度の増加を目標に上げていることになる。
- ・次に、平成7年と平成12年の国勢調査による人口の実数値を元に、コーホート要因法によって将来人口を推計した。出生率、生残率については、国立社会保障・人口問題研究所による兵庫県の数値を用いた。その結果、平成27年における人口見通しは、約48,700人（平成22年における人口見通しは、約51,000人）となり、平成12年現在の人口54,979人から6,000人以上の減少となる。
- ・4町の人口は緑町を除いて減少傾向にあり、4町全体としても減少傾向にある。各町の上位計画においては、平成7年の国勢調査の実績値をベースに今後の人口減少を抑制することを目標として、将来人口を現状並もしくは微増として見込んでいるものの、平成7年～12年にかけての人口推移は平成2年～7年の5年間以上に落ち込み方が大きく、推計値は各町見通しの数値を大幅に下回る結果となっている。
- ・そこで、合併による市制施行によって地域のイメージアップを図り、定住促進環境の整備、就業環境の向上などに資する施策を重点的に実施することによって、コーホート要因法による推計値に対し、各町が掲げてきた3,600人の定住人口増加を目標とし、合併後10年後の人口見通しを、約52,300人と想定する。なお、増加分の3,600人については、年少人口と生産年齢人口の増加として見込むこととする。

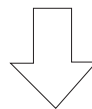
< 4 町上位計画に見る人口見通し >

上位計画	将来人口見通し
緑町都市計画マスタープラン	目標年次：平成 20 年 6,800 人
第 4 次西淡町総合計画	目標年次：平成 22 年 12,500 人
第 4 次三原町総合計画	目標年次：平成 22 年 17,300 人
21 世紀総合計画町勢振興計画Ⅳ（南淡町）	目標年次：平成 22 年 21,000 人

< コーホート要因法による人口推計値 >

単位：人

	平成 7 年 国勢調査		平成 12 年 国勢調査		平成 22 年 人口推計値		平成 27 年 人口推計値	
総数	56,664		54,979		51,040		48,735	
年齢								
0～4	2,636	9,374	2,437	8,249	2,223	7,025	2,058	6,645
5～9	3,169	(16.5%)	2,667	(15.0%)	2,356	(13.8%)	2,249	(13.6%)
10～14	3,569		3,145		2,446		2,338	
15～19	3,299		2,920		2,165		2,001	
20～24	2,991		2,460		1,919		1,613	
25～29	3,049		3,388		2,467		2,175	
30～34	3,060		2,922		2,669		2,364	
35～39	3,357	35,254	3,081	33,433	3,272	29,933	2,689	26,837
40～44	3,964	(62.2%)	3,324	(60.8%)	2,915	(58.6%)	3,241	(55.1%)
45～49	4,716		3,904		3,004		2,873	
50～54	3,512		4,635		3,221		2,958	
55～59	3,392		3,459		3,789		3,179	
60～64	3,914		3,340		4,512		3,744	
65～69	3,832		3,722		3,263		4,319	
70～74	2,956		3,516		2,950		3,026	
75～79	2,297		2,600		3,051		2,636	
80～84	1,725	12,036	1,799	13,297	2,494	14,082	2,463	15,253
85～89	903	(21.2%)	1,141	(24.2%)	1,456	(27.6%)	1,760	(31.3%)
90～94	272		433		651		785	
95～	51		86		217		264	



< 政策による人口増を見込んだ推計値 >

単位：人

	平成 7 年 国勢調査	平成 12 年 国勢調査	平成 22 年 人口推計値	平成 27 年 人口推計値
総数	56,664	54,979	53,217	52,335
0～14 歳	9,374 (16.5%)	8,249 (15.0%)	7,656 (14.4%)	7,359 (14.1%)
15～64 歳	35,254 (62.2%)	33,433 (60.8%)	30,960 (58.2%)	29,723 (56.8%)
65 歳以上	12,036 (21.2%)	13,297 (24.2%)	14,601 (27.4%)	15,253 (29.1%)

■世帯数見通し

- ・世帯数については、先に示した総人口見通しを1世帯当たりの人口で除して求めることとする。
- ・概ね10年後（平成27年）の1世帯当たりの人口は、平成7年～平成12年にかけての減少傾向がそのまま継続すると想定すれば、2.72人になると見込まれる。したがって、世帯数を以下に示すように、約19,200世帯とする。

<1世帯当たり人口見通し>

$$\begin{aligned} 1 \text{ 世帯当たり人口減少率 (平成7年～平成12年)} \\ &= 3.21 \text{ (H12)} / 3.39 \text{ (H7)} \\ &= 0.947 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 1 \text{ 世帯当たり人口見通し} &= 3.21 \text{ (H12)} \times (0.947)^3 \\ &= 2.72 \end{aligned}$$

<世帯数見通し>

$$\begin{aligned} \text{世帯数見通し} &= \text{総人口見通し} / 1 \text{ 世帯当たりの人口見通し} \\ &= 52,300 / 2.72 \\ &\approx \text{約}19,200 \text{ 世帯} \end{aligned}$$

③就業人口

- ・下表のように近年、就業率は横ばい傾向にある。今後さらに高齢化が進めば、就業率は横ばい又は低下することが想定される。したがって、合併による産業振興や雇用の場の充実に努め、就業率は現状（平成12年並み）を確保するものとし、約67.0%と想定する。したがって、15歳以上の人口見通しが約44,900人であることから、就業人口は約30,100人となる。
- ・また産業別就業者数については、近年第1次産業の減少、第3次産業の増加が確実に進んでいる。今後もこのような傾向は続くと予想されるものの、農業については当地域を特色付ける基幹産業とも言えるものであるため、第1次産業の就業者ばなれを抑制していく必要がある。したがって、第1次産業の就業者数を7,500人（24.9%）、第2次産業の就業者数を8,600人（28.7%）、第3次産業の就業者数を14,000人（46.5%）とする。

<就業人口>

単位：人

		平成2年	平成7年	平成12年
15歳以上人口総数		46,969	47,290	46,730
就業人口		31,957	32,387	31,311
就業率		68.0%	68.5%	67.0%
産業別 就業者数	第1次	9,809 (30.7%)	9,187 (28.4%)	8,207 (26.2%)
	第2次	8,835 (27.6%)	9,298 (28.7%)	8,966 (28.6%)
	第3次	13,293 (41.6%)	13,871 (42.8%)	14,125 (45.1%)

④主要指標の見通しまとめ

区 分		平成 7 年	平成 12 年	合併後概ね 5 年後見通し	合併後概ね 10 年後見通し
総 人 口		56,664	54,979	53,200	52,300
年 齢 別 人 口	年少人口 0～14 歳	9,374 (16.5)	8,249 (15.0)	7,600 (14.3)	7,400 (14.1)
	生産年齢人口 15～64 歳	35,254 (62.2)	33,433 (60.8)	31,000 (58.3)	29,700 (56.8)
	老年人口 65 歳以上	12,036 (21.2)	13,297 (24.2)	14,600 (27.4)	15,200 (29.1)
世帯数		16,716	17,140	18,500	19,200
1 世帯当り人員		3.39	3.21	2.88	2.72
就業人口		32,387	31,311	30,600	30,100
就業率		(68.5)	(67.0)	(67.0)	(67.0)
産 業 別 就 業 者	第 1 次	9,187 (28.4)	8,207 (26.2)	7,700 (25.2)	7,500 (24.9)
	第 2 次	9,298 (28.7)	8,966 (28.6)	8,800 (28.7)	8,600 (28.7)
	第 3 次	13,871 (42.8)	14,125 (45.1)	14,100 (46.1)	14,000 (46.5)

4. 新市の主要施策

(1) 重点プロジェクト

主要施策を効果的に推進していくため、重点的に展開していく必要のある施策については、新市の将来像に則した4つの重点プロジェクトに位置付け、重点的かつ一体的に実施する。

<新市建設の基本理念>

「食」がはぐくむ ふれあい共生の都市

-1人ひとりの笑顔がみえる
生涯現役の風土づくりをめざして-

コンパクトな生活圏を活かした
持続的发展可能な都市の実現

- * 半径10km圏というコンパクトな生活圏
- * 健康で安心して生活しつづけられる都市
- * 行政と住民の協働によるまちづくり

自然環境との共生による地域の産業
活性化の実現

- * 環境共生型の都市
- * 1次産業の担い手育成
- * 地域産業を複合した新産業の開発

広域交通条件を活かした交流都市
の実現

- * 自然・景観資源、歴史・伝統文化資源
- * 観光ネットワークの充実、PR
- * 広域圏との交流が活発な都市

<重点プロジェクト>

いきいき人づくりプロジェクト

医療・福祉、健康・交流に係る既存施設の高度化や地域スポーツの振興を図るとともに、総合的な健康管理体制の充実により、きめ細かな健康づくりを推進します。また、将来の地域産業や文化の担い手となる創造力ある人づくりを推進します。

<重点施策>

- 総合的な健康管理体制の充実
- 健康増進施設の利用促進
- 地域スポーツ活動の支援
- 特色ある学校づくりの推進
- 地域文化の創造・育成
- 起業家の育成

もりもり「食」づくりプロジェクト

農業と暮らしが調和した地域づくりによる定住の促進と、地域の安全が確保された農水産物を、新市や淡路島内で消費していく地産地消を進めます。観光客に対しては、農水産物を用いた名物料理の提供や、農業・漁業体験による観光魅力の向上を図ります。さらに、地域産品の加工による付加価値化など、特産品の開発を進めます。

<重点施策>

- 農業生産基盤の整備充実
- 漁業生産基盤の整備充実
- 循環型農業の推進
- 地場産品の共同研究・開発
- 産業の体験学習機会の充実
- 農林水産業後継者の育成

わくわくふれあいづくりプロジェクト

地域の特色ある伝統文化、自然・歴史を保存するとともに、地場産業の振興を図り、観光・レクリエーションやふれあい交流の場として連携を強化します。

また、各観光・レクリエーション施設等においては、地域の雇用確保に努め、観光客とのふれあい、ちてなしの場を充実します。

<重点施策>

- 自然を活かしたレクリエーション施設の整備充実
- 伝統芸能・文化芸術活動の保存・継承
- 地場産業の技術研究・開発の促進
- 地域活性化イベントの開発
- 淡路島内他地域との連携・交流

らくらく地域むすびプロジェクト

他の3つのプロジェクトを推進していく上で必要となる、道路交通ネットワークの整備促進及び、プロジェクトの一層の高度化、複合化を図るための情報ネットワークの構築を図り、利用性の高いコンパクトなまちづくりの実現に向けた基盤整備の充実を行います。

<重点施策>

- 幹線道路の整備
- 公共施設のバリアフリー化の促進(市内コミュニティバス利用促進)
- 歩行者・自転車の安全で快適な移動環境づくり
- CATVの普及・高度化
- 地域イントラネットシステムの構築

(2) 施策体系

<新市建設の基本方針>

<施策の柱>

安心とuringおいを与える生活環境の創造

- 自然環境との調和
- 健康・福祉サービスの充実
- 安全で質の高い生活空間の創造

次世代の人材を育てる教育・文化の充実

- 総合的な文化・スポーツ交流の場づくり
- 伝統・文化の保存と活用
- 学校教育、生涯学習の充実

自然環境と調和した産業の振興

- 生産基盤の整備充実
- 自然や既存産業を活かした地域の活性化
- 住民ニーズに応じた商業環境の整備

利便性の高い都市基盤の整備

- 幹線道路など都市環境の整備
- きめ細かな生活道路の整備充実
- 高度情報通信環境の整備

活発な住民活動の創出と連携・交流の促進

- 多様な住民活動の創出
- 特色ある交流・イベントの充実
- 広域的な都市間の連携・交流

(3) 主要施策

① 安心とうるおいを与える生活環境の創造

■ 自然環境との調和

- ・身近な自然はもとより、地球環境にやさしい資源循環社会の構築に向けて、リサイクルやゼロ＝エミッション※の施策を推進していくとともに、環境に優しいライフスタイルやビジネススタイルの浸透に向けた環境学習プログラムの整備と実践を一層推進する。
- ・身近な自然とのふれあいの場、地域住民の憩いの場、自然を活かしたレクリエーション・体験交流の場として、適正な規模、機能を有する公園の整備充実を図る。
- ・山林においては、松くい虫の防除をはじめとする適正な維持管理により、荒廃を予防するとともに、山地部ではがけ崩れなどの土砂災害の防止に向け、治山事業や砂防事業を推進する。
- ・海岸部について、新市の景観資源の1つである起伏に富んだ海岸線は、侵食を防止し、景観に配慮した適切な護岸整備を推進する。また、港湾施設についても、高潮・津波等の防災対策を推進する。

※ゼロ＝エミッション；生産－流通－消費－廃棄の各段階で、排出物（エミッション）を限りなくゼロに近づけることにより、「循環型社会」を構築しようという考え方。

■ 健康・福祉サービスの充実

- ・休日診療所の整備をはじめ、医療機関の機能強化と相互連携による地域医療サービスの充実を図るとともに、個人単位での健康管理を行うためのデータベース化とシステム開発を図る。そして、患者の情報を共有するとともに、CATVなどを活用した在宅健康管理システムを整備し、1人暮らしの高齢者などの日常的な健康チェックや相談、救急時における通報の手段として利用できる環境を整備する。また、県民の健康づくりの道しるべとして、「ひょうご健康づくり県民行動指標」が策定されており、新市においても、当行動指標の実践により、市民1人ひとりが日常的な健康維持・増進に向けたセルフ・コントロールに努めていけるよう、健康指導の強化を図る。
- ・妊婦や乳幼児の育児に対する医療・保健両面からの総合的なサポート機能の強化を図るとともに、核家族化や働く女性が増える中で、保育所の機能強化や、学童保育の場、子どもの交流の場としての児童公園や遊び場を市内に数箇所整備し、安心して子育てと仕事の両立を図ることのできる環境づくりを行う。また併せて、ボランティアによる、高齢者と子どもなどの

世代間交流や、障害者と健常者のふれあい交流の機会充実を図る。そのために必要な施設の導入に際しては、既存施設の利活用・機能強化を含めて検討する。

- 身体障害者、知的障害、精神障害者を対象とした保健・医療・福祉サービスの充実に加え、社会的自立を支援するための総合的な施策を推進する。
- 温泉を活かした健康増進施設を、地域の総合的な健康づくりのサポートセンターとして位置づけ、温浴施設の利用に加え、運動指導、栄養相談教室やメンタルヘルスなど予防医学のレクチャーなどの場としての機能充実による利用促進を図る。
- 高齢者や障害者が不自由なく市域内を移動できる環境づくりとして、市内コミュニティバスの利用促進や公共空間及び公共施設などにおけるバリアフリー化を進める。

■安全で質の高い生活空間の創造

- 快適で清潔な生活環境の向上と、公共用水域の水質保全を図るため、整備の遅れている下水道施設（特定環境保全公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業、地域し尿処理施設整備事業（コミュニティプラント）、合併処理浄化槽設置整備事業など）については、早期整備に向け積極的な事業推進を図る。上水道事業については、淡路広域水道企業団への一元化の後、老朽化の進む水道施設の耐震化・近代化を図るなど、安定した供給環境を整備する。
- 低地帯においては、排水設備（排水路、排水機場など）の強化によって、浸水・冠水の防止に努める。
- 老朽化の進む火葬場については、周辺住環境に配慮しながら施設の新設を行う。
- 公営住宅については、老朽化の進む施設の建替えを促進するとともに、秩序ある土地利用とコンパクトな都市機能の配置に配慮しながら新設を進め、地域への定住環境を充実する。また、民間による住宅整備に際しては、高齢者や障害者の暮らしやすい住まいづくりや、現集落との共生への配慮、さらには営農環境との共生を図る優良田園住宅の導入など、適切な指導や制度面での充実を図る。
- 離島地域においては、災害対策や生活基盤の整備充実により、安全で安心して暮らせる住環境づくりや人材の確保に努めるなど、地域の活性化を支援する。
- 新市における公共事業の円滑化を図るとともに、土地の権利関係を明確にするため地籍調査を継続的に実施する。
- 今後発生が予想される南海地震などの巨大災害に備え、地域防災計画を策定し、防災施設、避難所、防災無線などの整備強化を図るとともに、災害予防、災害応急対策、救援体制の構築など、災害発生前後の段階に応じた防災体制の強化を図る。また併せて、地域コミュニティレベルにおける互

助機能の強化を図る。

- ・災害発生時の緊急避難、生命確保、初期消火活動など、災害発生初動期における自己防衛拠点としての機能を持った防災公園としてコミュニティパークを整備する。

【主要施策】

施策の柱	主要施策
自然環境との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 ・環境施策の推進 ・公園の整備 ・自然災害の防止 ・海岸線の保全・整備
健康・福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の整備・機能強化 ・総合的な健康管理体制の充実 ・保健福祉施設の機能強化 ・育児・子育て支援施設の充実 ・障害者施策の総合的・計画的推進 ・世代間交流の促進 ・健康増進施設の利用促進 ・公共施設のバリアフリー化の促進
安全で質の高い生活空間の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の整備推進 ・低地対策の推進 ・火葬場施設の整備 ・市営住宅の整備（建替、新設、改善） ・離島地域の活性化支援 ・地籍調査の推進 ・防災体制の強化 ・地域コミュニティ互助機能の強化

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
自然環境との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・治山事業 ・海岸侵食対策事業 ・土砂災害対策事業 ・海岸高潮対策

②次世代の人材を育てる教育・文化の充実

■総合的な文化・スポーツ交流の場づくり

- ・住民の利便性向上を図る観点から、各地域における既存の文化・スポーツ・レクリエーション施設のネットワーク化を図るとともに、多様化・高度化する利用者ニーズに応じた機能の強化に努め、住民の広域的な利用を促進する。
- ・スポーツ施設については、市民の多様なスポーツニーズに応えるため、総合的な機能を有するスポーツ公園の整備を図る。さらに、「スポーツクラブ21ひょうご」の取り組みを推進することにより、地域スポーツの振興を図り、スポーツを通じた地域コミュニティの形成と子どもの健全育成を支援する。

■伝統・文化の保存と活用

- ・淡路人形浄瑠璃資料館や滝川記念美術館など伝統芸能・文化芸術活動の拠点となる広域的文化施設などの充実とネットワーク化を図る。そして、住民がそれらの魅力を体験学習しながら郷土への誇りや愛着を育ていける環境を充実し、地域に根ざした文化芸術活動の保存・継承に努める。
- ・地域特性あふれる「まつり」や「生活に密着した文化」などの地域文化の創造に努め、担い手となる人材の育成を行う。
- ・本地域に数多く存在している文化遺産等の保護・保存と活用を目的に、有形・無形・民俗文化財などの実態調査や埋蔵文化財などの発掘調査を行うことができる埋蔵文化財センターを整備する。

■学校教育、生涯学習の充実

- ・学校施設が児童生徒にとって安全で快適な環境であるように、老朽校舎の計画的な改修並びに、プールなど体育諸施設の整備と充実に努める。
- ・地域の人材や資源の活用を図るとともに、学校施設の開放を通じて、地域と学校の結びつきの強化を図り、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。
- ・公民館、図書館など社会教育施設の機能を強化し、学習の機会と情報の提供など生涯学習の充実を図る。

【主要施策】

施策の柱	主要施策
総合的な文化・スポーツ交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・スポーツ施設の充実・ネットワーク化 ・地域スポーツ活動の支援
伝統・文化の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能・文化芸術活動の保存・継承 ・地域文化の創造・育成 ・文化財の保護・施設整備
学校教育、生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設等の整備充実 ・特色ある学校づくりの推進 ・生涯学習関連施設の整備充実

③自然環境と調和した産業の振興

■生産基盤の整備・充実

- 農業においては、ほ場整備、農道整備、ため池整備、かんがい排水整備など、生産基盤の整備・充実を図る。
- 堆肥舎の整備やタマネギなど野菜残さの不法投棄の防止、さらにはそれらを活かした有機肥料による有機農作物の栽培など、安全で人と環境にやさしい地域営農体制や循環型システムの構築に向けて官民一体となった取り組みを実践する。
- 魚礁の設置による漁業の生産拡大を図るとともに、漁港においては、港内道路などの基盤に加え、住民の交流空間を整備するなど、総合的な漁港環境の整備を図る。
- 付加価値の高い製品開発とPR及び販路の拡大、安定化を図るものとし、そのために必要な研究・開発機能、流通などを有する組織を構築する。

■自然や既存産業を活かした地域の活性化

- 本地域が有する自然や歴史などの豊かで多様な地域資源、特色のある産業を観光資源として活用し、自然活用型のレクリエーションやリラクゼーション、体験型、滞在型農業・漁業・製造業の充実及びネットワーク化による観光機能を一層強化していく。
- サンライズ淡路、淡路ファームパーク・イングランドの丘、大鳴門橋記念館などに代表される自然を活かした観光交流施設においては、施設機能の更新・充実によって魅力の強化を図り、その利用促進に努める。また、これらの施設における地域の雇用確保に努める。
- 工業団地においては、将来性の高い企業や地域の特色ある第1次産業と連携する食品加工関連企業の誘致・育成に努め、若者の定住促進と雇用の場の確保を図る。
- 瓦産業をはじめ、地場産業の技術力とブランド力を高めるために、高度で付加価値の高い製品を生み出すための自主的な研究開発を支援する。
- 農畜産物、漁業産品の高付加価値化、ブランド化、産直システムの確立を進めるとともに、農業、漁業後継者・担い手、農林漁業起業家に対する支援体制の確立を図る。
- 環境関連産業として、農水産物の残さを用いたりサイクル、再資源化（バイオマスエネルギーなど）の取り組みを研究開発するなど、淡路島の基幹産業と関連しながら、資源を循環させていく産業展開を促進する。

■住民ニーズに応じた商業環境の整備

- ・各地域における商業集積地については、多様な生活ニーズに対応した生活関連施設や福祉サービス機能の充実など、大型店との機能役割分担のもと地域ニーズに即した魅力ある商業地としての整備を進める。
- ・情報化社会の進展により経済的立地格差が少なくなっていく中で、空き店舗を利用したコミュニティビジネスやSOHO※などのベンチャービジネスに対して、家賃助成、リニューアル費用等の助成等支援を行う。

※SOHO；Small-Office Home-Officeの略で、インターネットを代表とする情報ネットワークのツールを駆使して、自宅など会社以外の場所で仕事をする勤務形態。

【主要施策】

施策の柱	主要施策
生産基盤の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤の整備充実（農道・ほ場・かんがい排水・ため池等の整備） ・漁業生産基盤の整備充実（魚礁・漁港等の整備） ・地場産品の共同研究・開発 ・循環型農業の推進
自然や既存産業を活かした地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・産業の体験学習機会の充実 ・自然を活かしたレクリエーション施設の整備充実 ・地場産業の技術研究・開発の促進 ・優良企業の誘致（雇用促進） ・農林水産業後継者・起業家の育成事業 ・新たな産業振興方策の検討
住民ニーズに応じた商業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・既存商店街の再整備 ・商業活動の活性化や起業に対する支援

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
生産基盤の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広域営農団地農道整備事業 ・経営体育成基盤整備事業 ・防災ダム事業 ・県営ため池等整備事業 ・農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 ・かんがい排水事業 ・漁場整備開発事業 ・広域漁港整備事業

④利便性の高い都市基盤の整備

■幹線道路など都市環境の整備

- 国道や主要地方道とのネットワークを構築し、各地域間の連携に資する幹線道路となる県道、市道の整備を促進し、コンパクトな生活圏域を活かした利便性の高い生活を実現する道路網の構築を図る。
- 未改修河川の整備を促進し安全性の確保に努めるなど、災害を未然に防止するための治水対策を推進する。また、その際生物の生息環境の保全など自然環境に配慮するとともに、地域住民の憩いの場となるよう親水性にも配慮した河川づくりに努める。
- インターチェンジ周辺地区については、幹線道路、生活道路、河川、多目的公園及び質の高い空間形成に向けた緑化、照明、舗装などの整備を実施し、新市の玄関口にふさわしい総合的な基盤の整備を進める。

■きめ細かな生活道路の整備充実

- 道路幅員が狭く、防災性や日常生活の快適性の面で問題のある地域などにおいて、生活道路となる市道の拡幅・整備を促進し、併せて街並み景観などに配慮した住み良い環境づくりを進める。
- 歩道や自転車道の整備を促進し、歩行者の安全性の確保とともに、住民や観光客の地域内の行動において、自転車による移動環境を充実するなど、環境負担の少ない交通形態への転換を促進する。

■高度情報通信環境の整備

- CATVの基盤を全市に普及させるとともに、デジタル化を進め、これを用いた地域の高速情報通信環境を整備する。
- 電子自治体に向けたシステムとして、行政情報の広報やオンラインによる行政手続きをはじめ、公共施設の予約、図書の蔵書管理及び貸し出し、医療・福祉面での個人情報データベース化及び在宅健康管理、防災情報の即時提供など、総合的な地域イントラネットシステムを構築する。

【主要施策】

施策の柱	主要施策
幹線道路など都市環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路の整備 ・ インターチェンジ周辺地区の整備 ・ 都市基盤の整備 ・ 自然環境や親水性に配慮した河川の整備・改修
きめ細かな生活道路の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活道路の整備 ・ 街並み景観の整備 ・ 歩行者・自転車の安全で快適な移動環境づくり
高度情報通信環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ CATVの普及・高度化 ・ 地域イントラネットシステムの構築

【主な県事業】

施策の柱	主要施策
幹線道路など都市環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路改良事業 ・ 交通安全施設等整備事業 ・ 河川改修事業

⑤活発な住民活動の創出と連携・交流の促進

■多様な住民活動の創出

- 自治体の規模が大きくなって、地域住民の声が届きにくくなるという懸念事項を払拭する意味からも、既存の自治会組織を活用し、行政との意見交換の場を定期的に設けるなど住民意見の反映体制を整備するとともに、地域コミュニティの自治機能の強化を図り、住民参加によるまちづくりを推進する。そのため、庁舎や市民会館・公民館などを、地域コミュニティの活動拠点として整備・充実し、利便性の高い行政サービスの提供と、多様な市民交流の創出を図る。
- 全ての人が社会参加できる環境実現を支援するボランティアや、コミュニティ活動の積極的な担い手となるNPOなど、広くまちづくりにたずさわる住民組織に対し、IT（情報技術）を活用した積極的な情報公開や政策提言の受け入れ体制の整備、人材の派遣、事業委託を行うなど、活動内容に応じた支援環境の充実を図る。

■特色ある交流・イベントの充実

- 「淡路島うずしおマラソン全国大会」をはじめとする全国的な交流イベントを推進することによって、市民の一体化、新市全体の交流・活性化につなげていく。
- 上記イベントのほか、新市が一体となったことによってはじめて達成できる特徴あるイベントや、催し物を実施することによって、新市への愛着を呼び起こす、また新たな郷土愛を育む交流施策を展開する。
- 地域やコミュニティレベルの「まつり」や「行事」を大切にしながら、それらを広域的で地域の一体的な交流イベントへと発展させるよう推進する。

■広域的な都市間の連携・交流

- 淡路島の他地域との連携を今後も維持・向上し、淡路島が一体となった取り組みに寄与していく。特に観光面においては、淡路島での滞留を促進するために、観光情報の共有や観光地間のネットワーク化をさらに充実していく。
- 旧町における姉妹都市を含めた国内他都市との交流、さらには、国際交流の促進によって、相互の地域振興、文化振興などに向けて、住民レベルから、自治体レベルまで幅広い交流を促進する。
- 本地域が、四国と阪神都市圏との間に位置することから、両圏域の重要な結節点として機能していけるような都市機能の整備・充実を図るなど、魅力ある交流結節拠点としての機能強化を推進する。

【主要施策】

施策の柱	主要施策
多様な住民活動の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ活動の支援 ・ 庁舎、市民会館など住民交流拠点の整備・充実 ・ NPO・ボランティア団体などの活動支援
特色ある交流・イベントの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統行事などの継続 ・ 推進・地域活性化イベントの開催 ・ 地域と一体となったコミュニティ行事の発展
広域的な都市間の連携・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 淡路島内他地域との連携交流の推進 ・ 姉妹都市との交流 ・ 国際交流の推進 ・ 交流施設の整備充実

5. 公共的施設の統合整備と適正配置

公共的施設の統合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域バランス、情報通信ネットワークを活用した利便性の確保、さらには現状の施設の利用状況や財政事情などを考慮しながら、検討していくことを基本とする。また、新たな公的施設の設置に際しても、現公共施設の複合的な利用や相互利用の促進を図り、効率的な整備に努める。

将来の新市の庁舎の位置については、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮しつつ、その協議方法を含め検討していく。また、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化等、必要な機能の整備を図る。

学校・教育関連施設については、通学状況や施設の老朽度等を十分に考慮し、その統廃合について検討を進めていくものとする。

6. 財政計画

新市における財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間に
ついて、歳入・歳出それぞれの項目ごとに、過去の実績や合併による影響を踏
まえた将来の推計等を行い、普通会計ベースで策定した。

■歳入

- (1) 地方税
市税として過去の実績や将来の推計人口等を基に算定した。
- (2) 地方交付税
合併に伴う支援措置や新市における主要事業に係る交付税措置を見込み、交付税の
算定の特例（合併算定替）により算定した。
- (3) 分担金及び負担金等
過去の実績等を基に、合併後の主要事業の推進による影響を見込んで算定した。
- (4) 国庫支出金・県支出金
過去の実績等を基に、合併に伴う措置や新市における主要事業に係る財政支援を見
込んで算定した。
- (5) 繰入金
減債基金や財政調整基金から繰入について、収支状況等に応じて所要額を算定した。
- (6) 地方債
新市建設計画における主要事業等の実施に伴う地方債について、合併特例債の活用
を見込んで算定した。

■歳出

- (1) 人件費
合併による特別職職員の削減や一般職職員の段階的削減による影響を見込んで算定
した。
- (2) 物件費
過去の実績等を基に、合併による経費削減効果を見込んで算定した。
- (3) 扶助費
過去の実績等を基に、福祉事務所設置に伴う生活保護費等の影響を見込んで算定し
た。
- (4) 補助費等
過去の実績等を基に、合併後の所要額の推移を見込んで算定した。
- (5) 公債費
合併前の地方債に係る償還予定額に、合併後の新市建設計画における主要事業等の
実施に伴う新たな地方債の償還額を見込んで算定した。
- (6) 積立金
合併特例債による合併後の市町村の振興のための基金の積立を見込むとともに、年
度ごとの収支状況に応じた財政調整基金の積立を見込んで算定した。
- (7) 繰出金
下水道事業、国民健康保険事業等他会計への繰出金について、合併後の事業推計等
を基に算定した。
- (8) 普通建設事業費
新市建設計画における主要事業及びその他新市において実施する普通建設事業につ
いて所要額を見込み算定した。

①歳入

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地 方 税	6,428	6,422	6,414	6,407	6,399	6,392	6,387	6,381	6,376	6,371
地 方 譲 与 税	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320
利子割交付金	147	147	147	147	147	147	147	147	147	147
地方特例交付金	196	196	196	196	196	196	196	196	196	196
地 方 交 付 金	8,933	8,869	8,95	8,812	8,883	8,937	9,176	9,310	9,533	9,660
交通安全対策特別交付金	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
分担金及び負担金	280	301	279	275	271	258	287	278	277	273
使 用 料	800	803	781	763	765	766	765	765	764	763
手 数 料	178	178	173	170	170	170	170	170	170	170
国 庫 支 出 金	1,475	1,434	1,488	1,686	2,101	1,538	1,059	1,270	1,153	1,109
県 支 出 金	1,650	1,704	1,645	1,664	1,740	1,536	1,914	1,769	1,766	1,689
財 産 収 入	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
繰 入 金	1,325	532	242	246	144	5	5	5	5	5
諸 収 入	964	1,001	1,031	1,077	1,205	1,099	1,079	1,078	1,077	1,076
地 方 債	3,586	3,475	5,265	5,890	4,836	6,832	2,996	3,255	3,742	4,640
歳 入 合 計	27,094	26,194	27,698	28,465	27,989	29,008	25,313	25,756	26,338	27,231

②歳出

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 件 費	4,894	4,910	4,782	4,703	4,623	4,536	4,388	4,294	4,242	4,154
物 件 費	3,886	3,891	3,890	3,898	3,899	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585
維持補修費	246	245	245	245	245	245	245	245	245	246
扶 助 費	1,534	1,554	1,572	1,589	1,608	1,625	1,642	1,659	1,682	1,701
補 助 費 等	2,306	2,351	2,366	2,377	2,414	2,514	2,522	2,523	2,537	2,580
公 債 費	5,223	4,266	4,301	4,311	4,286	4,116	4,364	4,461	4,609	4,684
積 立 金	947	947	0	0	0	278	353	291	262	134
投資・出資金・貸付金	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
繰 出 金	2,676	2,611	2,631	2,579	2,621	2,587	2,691	2,802	2,852	2,900
普通建設事業費	5,360	5,397	7,889	8,741	8,271	9,500	5,501	5,874	6,302	7,225
歳 出 合 計	27,094	26,194	27,698	28,465	27,989	29,008	25,313	25,756	26,338	27,231